

関西大学法科大学院

自己点検・評価報告書

第6号

2018年3月

目 次

<序章>.....	1
<本章>.....	2
1 理念・目的及び教育目標	
【現状の説明】	
1－1 理念・目的及び教育目標が設定され、かつ、学則等に定められているか.....	2
1－2 理念・目的及び教育目標は、法科大学院制度の目的に適っているか.....	2
1－3 理念・目的及び教育目標は、教職員や学生等の学内の構成員に周知しているか.....	3
【点検・評価（長所と問題点）】	
1－3	3
【将来への取り組み・まとめ】	
1－3	3
2 教育内容・方法・成果	
2－（１）教育課程・教育内容	
【現状の説明】	
2－1 学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を明文化し、学生に対して周知を図っているか.....	4
2－2 学位授与方針を踏まえた教育課程の編成・実施方針に基づき、授業科目を適切に開設し、教育課程を体系的に編成しているか。また、それらが法曹として備えるべき基本的素養の水準に適ったものとなっているか.....	5
2－3 授業科目が、法令の定める法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目のすべてにわたりバランスよく開設され、かつ、それぞれの科目群にふさわしい内容となっているか.....	7
2－4 学生の履修が、法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目のいずれかに過度に偏らないようにするなど、適切に配慮されているか.....	8
2－5 授業科目が必修科目、選択必修科目、選択科目等に適切に分類され、学生による履修が系統的かつ段階的に行えるよう適切に配置されているか.....	9

2-6	授業科目の内容が過度に司法試験受験対策に偏し、法科大学院制度の理念に反するものとなっていないか	11
2-7	法理論教育と法実務教育の架橋を図るために、カリキュラム編成、授業の内容、履修方法等について工夫がなされているか	11
2-8	法律実務基礎科目として、法曹倫理に関する科目並びに民事訴訟実務及び刑事訴訟実務に関する科目が必修科目として開設されているか	12
2-9	法情報調査及び法文書作成を扱う科目又はその内容を含む科目が開設されているか	12
2-10	法律実務基礎科目として、法曹に求められる実務的な技能を修得させ、法曹としての責任感を涵養するための実習を主たる内容とする科目（模擬裁判、ローヤリング、リーガル・クリニック、エクスターンシップ等）が開設されているか	13
2-11	リーガル・クリニックやエクスターンシップ等が実施されている場合、それらが臨床実務教育にふさわしい内容を有し、かつ、明確な責任体制の下で指導が行われているか	13
2-12	リーガル・クリニックやエクスターンシップ等が実施されている場合、関連法令等に規定される守秘義務に関する仕組みが学内の規則で整えられ、かつ、学生に対して適切な指導が行われているか	14
2-13	各授業科目の単位数が、授業の方法、教育効果及び授業時間外に必要な学修等を考慮して、適切に設定されているか	15
2-14	1年間の授業期間が、定期試験等の期間を含め、原則として35週にわたるものとして適切に設定されているか	15
2-15	各授業科目の授業は、10週又は15週にわたる期間を単位として行われているか	15
2-16	課程修了の要件については、在学期間及び修了の認定に必要な単位数が法令上の基準（原則として3年、93単位以上）を遵守し、かつ、履修上の負担が過重にならないように配慮して設定されているか	15
2-17	学生が各年次において履修科目として1年間に登録することのできる単位数の上限が、法令上の基準（標準36単位）に従って適切に設定されているか	16
2-18	学生が他の大学院において履修した授業科目について修得した単位又は当該法科大学院に入学する前に大学院で履修した授業科目について修得した単位	

を入学後に当該法科大学院で修得した単位として認定する場合、その認定が法令上の基準（原則 30 単位以内）のもとに、当該法科大学院の教育水準及び教育課程としての一体性を損なわないよう十分に留意した方法で行われているか……………	16
2－19 在学期間の短縮を行っている場合、その期間が法令上の基準（1 年以内）に従って設定され、適切な基準及び方法によって、その認定が行われているか…	16
2－20 法学既修者の課程修了の要件については、在学期間の短縮及び修得したもののみならず単位数が法令上の基準に基づいて適切に設定されているか……………	17
【点検・評価（長所と問題点）】	
2－3 ……………	17
2－4 ……………	17
2－5 ……………	18
【将来への取り組み・まとめ】	
2－3 ……………	18
2－4 ……………	19
2－5 ……………	19
2－（2）教育方法	
【現状の説明】	
2－21 履修指導に関する体制が整備され、かつ、法学未修者と法学既修者それぞれに応じた指導が効果的に行われているか……………	20
2－22 オフィス・アワーを設定するなど、教員による学習方法等の相談体制が整備され、学習支援が効果的に行われているか……………	20
2－23 アカデミック・アドバイザーやティーチング・アシスタント等による相談体制が整備され、学習支援が適切に行われているか……………	21
2－24 正課外の学習支援が、過度に司法試験受験対策に偏する内容となり、法科大学院制度の理念に反するものとなっていないか……………	22
2－25 法曹として備えるべき基本的素養の水準を踏まえた授業の内容、方法及び 1 年間の授業計画が、学生に対しシラバス等を通じてあらかじめ明示されているか……………	22
2－26 授業がシラバス等に従って適切に実施されているか……………	23
2－27 授業科目に応じて、双方向・多方向の討論や質疑応答等、法曹養成のための実	

	実践的な教育方法が取り入れられ、それが適切に実施されているか……………	23
2-28	授業方法が過度に司法試験受験対策に偏したものとなり、法科大学院制度の理念に反するものとなっていないか……………	23
2-29	効果的な学修のために、1つの授業科目について同時に授業を行う学生数を少人数とすることを基本としているか……………	24
2-30	法律基本科目については、1つの授業科目について同時に授業を行う学生数が法令上の基準（標準50名）に従って適切に設定されているか……………	24
2-31	個別的指導が必要な授業科目（リーガル・クリニックやエクスターンシップ等）については、それにふさわしい学生数が設定されているか……………	24
2-32	学修の成果に対する評価、単位認定及び課程修了の認定の基準及び方法が、学生に対してシラバス等を通じてあらかじめ明示されているか……………	25
2-33	学修の成果に対する評価、単位認定及び課程修了の認定は、明示された基準及び方法に基づいて客観的かつ厳格に行われているか……………	26
2-34	単位認定に関わる再試験を行っている場合、その基準及び方法が学生に対してシラバス等を通じてあらかじめ明示されたうえで、客観的かつ厳格に行われているか……………	27
2-35	学生がやむをえない事情により単位認定に関わる試験を受験できなかった場合、追試験を行うなどの相当の措置が講じられているか。また、追試験を行っている場合、あらかじめ明示された客観的かつ厳格な基準に基づいて実施されているか……………	27
2-36	1年次修了に必要な単位数を修得できない学生や成績不良の学生の進級を制限する措置が講じられているか……………	27
2-37	進級制限を行っていない場合は、それに代わる適切な措置が講じられているか……………	27
2-38	教育内容及び方法の改善を図るために、組織的な研究及び研修を継続的かつ効果的に行う体制（FD体制）を整備し、かつ、実施しているか……………	28
2-39	学生による授業評価を組織的に実施し、その結果を公表するとともに、教育の改善につなげる仕組みを整備しているか……………	29
2-40	FD活動は、教育内容及び方法の改善に有効に機能しているか……………	29
【点検・評価（長所と問題点）】		
2-22	……………	30
2-23	……………	30

2-33		30
2-38		31
【将来への取り組み・まとめ】		
2-22		31
2-23		31
2-33		31
2-38		32
2-（3）成果		
2-41	法科大学院固有の教育目標及び将来法曹となる者として備えるべき基本的素養の水準に即した教育成果の達成状況を測定する仕組みが整備されているか。測定項目、測定指標、分析・評価基準の設定等及び実施体制の構成等が適切に行われ、その測定方法は有効に機能しているか.....	32
2-42	司法試験の合格状況並びに標準修業年限修了者数及び修了率等に関する情報を適切に把握及び分析し、法科大学院の教育内容・方法の恒常的な改善を図るために活用しているか。かつ、それが理念・目的及び教育目標の達成に結び付いているか.....	33
【点検・評価（長所と問題点）】		
2-41		35
2-42		35
【将来への取り組み・まとめ】		
2-41		35
2-42		35
3 教員組織		
【現状の説明】		
3-1	専任教員数が、法令上の基準を遵守しているか。また、法令上必要とされる専任教員は、1専攻に限り専任教員として取り扱われているか.....	37
3-2	法令上必要とされる専任教員数の半数以上は原則として教授で構成されているか.....	37
3-3	専任教員は、以下のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の指導能力を備えているか。.....	37

1	専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者	
2	専攻分野について、高度の技術・技能を有する者	
3	専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者	
3-4	法令上必要とされる専任教員数のおおむね2割以上が5年以上の法曹等の実務の経験を有し、かつ高度の実務能力を有する教員を中心として構成されているか……………	38
3-5	法律基本科目の各科目について、専任教員が適切に配置されているか……………	38
3-6	法律基本科目、基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目について、専任教員が適切に配置されているか……………	38
3-7	法律実務基礎科目のうち、主要な科目に実務経験のある専任教員が配置されているか……………	38
3-8	専任教員の年齢構成が、教育研究水準の維持・向上及び教育研究活動の活性化を図るうえで支障を来たすような、著しく偏ったものになっていないか……	39
3-9	専任教員の男女構成比率について、配慮を行っているか……………	39
3-10	専任教員の後継者の養成又は補充等について適切に配慮しているか……………	39
3-11	教員の募集、任免及び昇格について、適切な内容の基準、手続に関する規程が定められ、適切に運用されているか……………	39
3-12	専任教員の教育活動、研究活動、組織内運営等への貢献及び社会への貢献について、適切に評価する仕組みが整備されているか……………	40
【点検・評価（長所と問題点）】		
3-10	……………	40
【将来への取り組み・まとめ】		
3-10	……………	40
 4 学生の受け入れ		
【現状の説明】		
4-1	明確な学生の受け入れ方針を設定し、かつ、公表しているか……………	41
4-2	学生の受け入れ方針に基づき、入学者の適性を適確かつ客観的に評価するための選抜方法（出題の趣旨、配点や採点基準を含む）及び選抜手続を設定し、事前に広く社会に公表しているか……………	41
4-3	入学者選抜に当たっては、学生の受け入れ方針、選抜基準に適った学生を適確かつ客観的な評価によって受け入れているか……………	41

4-4	学生募集方法及び入学者選抜方法は、法科大学院の入学資格を有するすべての志願者に対して、入学者選抜を受ける公正な機会を等しく確保したものとなっているか……………	43
4-5	入学者の適性の適確かつ客観的な評価を行い、著しく適性を欠いた学生の受け入れを行っていないか……………	43
4-6	法学既修者の認定は、適切な認定基準及び認定方法に基づき公正に行われているか。また、その認定基準は、適切な方法で事前に公表されているか……………	43
4-7	複数の入学者選抜方法を採用している場合、各々の選抜方法の位置づけ及び関係は適切であるか……………	44
4-8	自校推薦や団体推薦等による優先枠を設けるなどの形で、公平性を欠く入学者選抜が行われていないか……………	45
4-9	入学者選抜における競争性の確保に配慮し、質の高い入学者の確保に努めているか……………	45
4-10	多様な知識又は経験を有する者を入学させるよう適切に配慮しているか……………	45
4-11	入学者のうち法学以外の課程を履修した者又は実務等の経験を有する者の占める割合が3割以上となるよう努めているか。また、その割合が2割に満たない場合は、当該法科大学院における入学者の選抜の実施状況を公表しているか……………	45
4-12	障がいのある者が入学試験を受験するための仕組みや体制等が整備されているか……………	46
4-13	法科大学院の教育にふさわしい環境を継続的に確保するために、入学定員に対する入学者数及び学生収容定員に対する在籍学生数は適切に管理されているか……………	46
4-14	学生収容定員に対する在籍学生数に大幅な超過や不足が生じないための仕組み、体制等が講じられているか。また、大幅な超過や不足が生じた場合、その是正に向けた措置が適切に講じられているか……………	47
4-15	入学者選抜を責任ある実施体制の下で、適切かつ公正に実施しているか……………	47
【点検・評価（長所と問題点）】		
4-12	……………	47
4-14	……………	47
【将来への取り組み・まとめ】		

4-12		48
4-14		48
5 学生支援		
【現状の説明】		
5-1	学生の心身の健康を保持し増進するための適切な相談その他の支援体制を整備し、効果的に支援を行っているか.....	49
5-2	各種ハラスメントに関する規程及び相談体制を整備し、かつ、それらを学生に周知しているか.....	49
5-3	奨学金などの経済的支援についての相談その他の支援体制が整備されているか.....	50
5-4	障がいのある者を受け入れるための支援体制が整備されているか.....	51
5-5	休学者及び退学者の状況及び理由の把握及び分析に努め、適切な指導等がなされているか.....	52
5-6	学生の進路選択に関わる相談その他の支援体制及び修了生の進路等を把握する体制が適切に整備されているか.....	52
【点検・評価（長所と問題点）】		
5-1		53
5-3		53
5-6		54
【将来への取り組み・まとめ】		
5-1		54
5-3		54
5-6		54
6 教育研究等環境		
【現状の説明】		
6-1	講義室、演習室その他の施設及び設備が、各法科大学院の規模及び教育形態に 応じて、適切に整備されているか.....	56
6-2	学生が自主的に学習できるスペースが十分に設けられ、かつ、利用時間が十分に 確保されているか.....	56
6-3	障がいのある者のための施設及び設備が整備されているか.....	57

6-4	学生の学習及び教員の教育研究活動に必要な情報インフラストラクチャーが整備されているか	57
6-5	教育研究活動に資する人的な支援体制が整備されているか	58
6-6	図書館（図書室）には、法科大学院の学生の学習及び教員の教育研究活動に必要なかつ十分な図書・電子媒体を含む各種資料が計画的かつ体系的に整備されているか	58
6-7	図書館（図書室）の利用規程や開館時間は、法科大学院の学生の学習及び教員の教育研究活動に配慮されたものとなっているか	59
6-8	国内外の法科大学院、研究機関等との図書等の学術情報、資料の相互利用のための条件整備を行っているか	59
6-9	専任教員の授業担当時間は、教育の準備及び研究に配慮した適正な範囲となっているか	60
6-10	各専任教員に十分なスペースの個別研究室が用意されているか	60
6-11	研究専念期間制度（サバティカル・リーヴ）等、教員の研究活動に必要な機会が保障されているか	60
6-12	専任教員に対する個人研究費が適切に配分されているか	60
【点検・評価（長所と問題点）】		
6-6		61
6-9		61
6-11		61
【将来への取り組み・まとめ】		
6-6		61
6-9		61
6-11		61
7 管理運営		
【現状の説明】		
7-1	管理運営を行う固有の組織体制を整備しているか	62
7-2	管理運営について、関連法令に基づく適切な規程を制定し、それを適切に運用しているか	62
7-3	法科大学院固有の管理運営を行う専任教員組織の長の任免等に関して適切な基準を設け、かつ、適切に運用されているか	63

7-4	法科大学院と関係する学部・研究科等が設置されている場合、それらとの連携や役割分担は適切に行われているか	63
7-5	法科大学院の教育研究活動の環境整備のために十分な財政基盤及び資金の確保に努めているか	64
7-6	法科大学院の管理運営及び教育研究活動の支援を行うため、その設置形態及び規模等に応じた適切な事務組織の整備及び職員配置が行われているか	64
7-7	法科大学院の諸活動において、事務組織と教学組織との間で有機的な連携が図られているか	65
7-8	法科大学院の中・長期的充実を支えるために、事務組織としての企画立案機能は適切に発揮されているか	65
7-9	管理運営及び教育研究活動の支援を十全に遂行するために、職員に求められる能力の継続的な啓発や向上に努めているか	66
【点検・評価（長所と問題点）】		
7-4		66
【将来への取り組み・まとめ】		
7-4		66
 8 点検・評価、情報公開		
【現状の説明】		
8-1	自己点検・評価のための独自の組織体制を整備し、教育研究活動に関する評価項目に基づいた自己点検・評価を実施しているか	68
8-2	自己点検・評価、認証評価の結果を教育研究活動等の改善・向上に結び付けるための仕組みを整備しているか。また、それらをどのように教育研究活動等の改善・向上に結び付けているか	69
8-3	認証評価機関等からの指摘事項に適切に対応しているか	69
8-4	法科大学院の組織運営と諸活動の状況について、社会が正しく理解できるよう、ホームページや大学案内等を利用して適切に情報公開を行っているか	75
8-5	学内外からの要請による情報公開のための規程及び体制は整備されているか	76
8-6	自己点検・評価の結果を学内外に広く公表しているか	76
8-7	認証評価の結果を学内外に広く公表しているか	76
【点検・評価（長所と問題点）】		

8－2		76
【将来への取り組み・まとめ】		
8－2		77
9 特色ある取り組み		
【現状の説明】		
9－1	理念・目的及び教育目標に即して、どのような特色ある教育研究活動が行われているか.....	78
【点検・評価（長所と問題点）】		
9－1		78
【将来への取り組み・まとめ】		
9－1		79
<終章>.....		80

<序章>

関西大学法科大学院は、創設 15 年目を迎えようとしている。

今回の自己点検・評価報告書は、今年度、関西大学が受審する認証評価のための自己点検・評価活動の一環として行った自己点検・評価の結果を報告するものであるとともに、本法科大学院が来年度受審する認証評価のための自己点検・評価の報告でもある。なお、前回の認証評価で指摘された問題点への対応状況については、「8－3 認証評価機関等からの指摘事項に適切に対応しているか」を参照されたい。

法科大学院をとりまく環境は極めて厳しいものがある。既に半数近くの法科大学院が廃止または募集停止を決定している。法科大学院全体の志願者数は、法科大学院制度がスタートした 2004 年の約 7 万 3,000 人の 1 割程度までに落ち込んでいる。多くの法科大学院が定員削減をして生き残りを図っているが、削減した定員すら確保することが困難な状況である。本法科大学院も、その例外ではなく、2014 年度に定員を 100 名から 40 名に削減したが、定員を満たす入学者を確保することが困難な状況が続いている。

しかし、明るい兆しが見えないでもない。来年度、法学部の「法曹プログラム」（同プログラムについては、「7－4 法学部との連携・役割分担」を参照）の最初の修了生が入学する予定である。また、来年度から、法曹志願者の掘り起こしのため、併設校との連携として、実務家教員が法曹の役割や魅力などを高校生相手に講義する授業も行う。「法曹プログラム」の内容を含めて、法学部との連携は緒に就いたばかりであり、未だ試行錯誤の段階ではあるが、これまで関西において多くの法曹を排出してきた伝統を背景にもつ関西大学の強みを生かし、学部 4 年と法科大学院 2 年の 6 年一貫教育を通じた優秀な法曹の養成に貢献していく所存である。

関西大学法科大学院の再生に向けた改革・取り組みの点検・評価こそが、今後の自己点検・評価活動の中心となることが望まれる。

法務研究科長 早川 徹

<本章>

1 理念・目的及び教育目標

【現状の説明】

1－1 理念・目的及び教育目標が設定され、かつ、学則等に定められているか

について、「関西大学大学院法務研究科（法科大学院）学則」第2条は、関西大学の法曹養成の伝統と学是（教育理念）である「学の実化」を踏まえ、その設置目的を、「理論と実務を架橋する高度の法学専門教育により、法曹としての基本的資質を培い、職業的倫理観と豊かな人間性を備えた創造力をもつ法曹を養成すること」と定めており、この理念に基づき、教育目標を「理論と実務とのバランスを取る専門性と、優れた人権感覚をもつ人間性、また日々生起する新たな問題に対して適切に対処できる創造性」の3つの特性を兼ね備えた法曹を養成することであると設定している。

3つの特性について敷衍すれば、①プロフェッショナル・ロイヤーとして、理論的基盤と実務的応用能力の双方を備えたバランスのとれた専門家としての法律家を養成することであり、②ヒューマニタリアン・ロイヤーとして、豊かな人間性や感受性、幅広い教養と専門知識に裏打ちされた、人権感覚に優れ、民主主義と個人尊重の価値の実現を目指す法律家を養成することであり、③クリエイティブ・ロイヤーとして、複雑化・多様化する現代社会で日々生起する新たな問題に対処する法創造・法適用のできる法律家を養成すること、である。

（根拠・参照資料）

- ・ 関西大学大学院法務研究科（法科大学院）学則（第2条）
- ・ 関西大学法科大学院パンフレット 2018（p. 3）

1－2 理念・目的及び教育目標は、法科大学院制度の目的に適っているか

については、上記の理念・目的及び教育目標は、法科大学院の教育と司法試験等の連携に関する法律（以下、「連携法」という）第1条の定める法科大学院制度の目的である「高度の専門的な能力及び優れた資質を有する多数の法曹の養成を図り、もって司法制度を支える人的体制の充実強化に資する」との視点からも、法科大学院としてふさわしいものといえる。

（根拠・参照資料）

- ・ 関西大学大学院法務研究科（法科大学院）学則（第2条）
- ・ 関西大学法科大学院パンフレット 2018（p. 3）

1－3 理念・目的及び教育目標は、教職員や学生等の学内の構成員に周知しているか

については、教員が本法科大学院の教育理念・目的及び教育目標を十分理解するように教授会において法科大学院要覧、パンフレット及び学生募集要項を配付し、その都度、教育理念等の周知徹底を図っている。加えて、進学説明会等に際しては、再度、この教育理念等について改めて理解を深めるよう法務研究科長から口頭で要請している。学生募集要項及びパンフレットの作成にあたっては、作成段階で全教員が内容を精査することとしており、その過程で教員間の教育理念・目標についての理解も深まっている。

職員に対しては、担当部局の所属長から法科大学院要覧等に基づき、毎年度当初に理念・目的及び教育目標の周知を図っている。

学生に対しては、新入学生に対する研究科長による挨拶、オリエンテーションや各学年のはじめに行われる履修ガイダンスにおいて、本法科大学院の理念・目的及び教育目標を説明し、本法科大学院の目指す法曹像とそのためのカリキュラムについて理解を深めるよう努めている。

(根拠・参照資料)

- ・ 関西大学法科大学院パンフレット 2018 (p. 3)
- ・ 2017 年度法科大学院要覧
- ・ 2018 年度関西大学法科大学院学生募集要項

【点検・評価（長所と問題点）】

1－3 理念・目的及び教育目標は、教職員や学生等の学内の構成員に周知しているか

については、専任教員・職員・学生については、教育理念・目標について一定の共有がなされている。

【将来への取り組み・まとめ】

1－3 理念・目的及び教育目標は、教職員や学生等の学内の構成員に周知しているか

について、今後ともあらゆる場で浸透をはかる努力を続けるほか、ともに教育を担う非常勤講師・ティーチング・アシスタント、アカデミック・アドバイザーに対しても教育理念・目標の共有を図っていく必要がある。

2 教育内容・方法・成果

(1) 教育課程・教育内容

【現状の説明 2－(1) 教育課程・教育内容】

2－1 学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を明文化し、学生に対して周知を

図っているかについては、本法科大学院は、以下のように学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を定めている。

<学位授与の方針>

本法科大学院は、自らの教育理念である①プロフェッショナル・ロイヤー、②ヒューマニタリアン・ロイヤー、③クリエイティブ・ロイヤーという3つの資質を備えた法曹の養成を実現するために設定した所定の教育課程を修め、法律基本科目、法律実務基礎科目、展開・先端科目、基礎法学・隣接科目のそれぞれにつき、必要修得単位を含む所定の単位を修得したうえで、次の知識・技能、思考力・判断力・表現力等の能力及び主体的な態度を身につけた者に対して専門職学位を授与することとしている。

ア 高度専門職業人たる法曹として自立して活動するために必要とされる高度な理論に裏打ちされた実務的・実践的な知識・技能を修得し、それらを総合的に活用することができる。

イ グローバルな視野に立って自ら考え、高度な「考動力」を発揮して、複雑・多様化する現代社会における法的問題を自ら発見して解決することができる。

ウ 自らの学びに責任を持ち、高い職業的倫理観のもと、民主主義と個人尊重の価値の実現を目指す法曹としてリーダーシップを発揮することができる。

<教育課程の編成・実施の方針>

本法科大学院では、学位授与の方針に掲げる知識・技能、思考力・判断力・表現力等の能力及び主体的な態度を修得できるように、以下の点を踏まえて教育課程を編成している。

ア 教育内容

(ア) 法律基本科目では、抽象的な理論教育にとどまらず、事例に即した体系的な学識の修得に配慮し、実務教育への架橋の実現を目指す。

(イ) 法律実務科目では、実務的知識・技能の修得にとどまらず、職業的倫理観と豊かな人間性・市民感覚を涵養することを目指す。

(ウ) 高度な専門性が求められる先端的法分野については、講義と演習を有機的に組み合わせ、より深い専門的知見を得ることを目指す。

- (エ) 国際化に対応できる法曹を養成するため、国際ビジネスやビジネス法律英語に関連する科目のほか、海外エクスターンシップを配置する。
- (オ) 複雑・高度化する現代社会において、幅広い視野に立った問題解決能力を育成すべく、現代法特殊講義、法と社会などの学際分野科目を配置する。

イ 教育評価

- (ア) 知識・技能の修得に関しては、授業科目の単位修得状況、総合 GPA の分析、各種の学修行動調査と到達度調査の結果を組み合わせる。
- (イ) 「考動力」に集約される思考力・判断力・表現力等の能力の評価に関しては、関西大学コンピテンシー調査の集計等によって行う。
- (ウ) 主体的に学びに取り組む態度に関しては、各種学生調査の集計によって把握する。

また、以上の学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針については、法科大学院要覧に明文化されており、新入生に対しては、入学時に配付する法科大学院要覧に基づいて説明を行い、在学生に対しては、履修ガイダンス時の資料に基づいて説明を行っている。

(根拠・参照資料)

- ・ 2017 年度法科大学院要覧
- ・ 2017 年度法科大学院履修登録について（新入生用、在学生用）

2-2 学位授与方針を踏まえた教育課程の編成・実施方針に基づき、授業科目を適切に開設し、教育課程を体系的に編成しているか。また、それらが法曹として備えるべき基本的素養の水準に適ったものとなっているかについては、以下のとおりである。

- (1) 学位授与方針を踏まえた教育課程の編成・実施方針に基づいた授業科目の開設

2-1 で述べた学位授与方針に基づく教育課程の編成・実施方針に基づき、授業科目を以下のように開設している。

ア 「高度専門職業人たる法曹に必要とされる高度な理論に裏打ちされた実務的・実践的な知識・技能の修得及びそれらを総合的に活用する能力を習得させるための科目群」としては、法律基本科目群と法律実務基礎科目群、そして展開・先端科目群に含まれる知的財産法、経済法、労働法などの先端的法分野に関する各科目や現代法特殊講義として開講されている各科目を挙げることができる。

まず、1 年次配当の必修科目である法律基本科目 A として、公法、民事法、刑事法の実体法について基礎となる学識を修得させるための講義科目を配置し、2・3 年次配当の必修科目である法律基本科目 B として、ケース・スタディを中心とした対話または討論形式

の少人数演習によって、法的思考能力・分析能力の徹底した育成と向上を目的とした演習科目を配置している。また、手続法については、春学期に訴訟法に関する基礎を修得させるための講義科目を配置し、秋学期でその具体的問題の解決への適用を目的とした演習科目をそれぞれ配置している。さらに、法律基本科目Cとして、公法・民事法・刑事法・手続法の各法分野についてより進んだ学習をするための科目を選択必修科目として開設している（1年次配当科目の「商法」を除く。これは学部で商法を学習しなかった未修者のための補完科目である）。

法律実務基礎科目としては、まず、民事・刑事の法実務の基礎を学ぶ「民事訴訟実務の基礎」と「刑事訴訟実務の基礎」を履修した上で、選択科目である「リーガル・クリニク」、「国内エクスターンシップ」、「刑事模擬裁判」、「民事訴訟実務演習」において実際の実務に則したノウハウを学び、「公法実務演習」、「公法・刑事法LW&D演習」、「民事法LW&D演習」において法文書作成能力の養成をはかっている。

イ 「グローバルな視野に立って自ら考え、高度な「考動力」を発揮して、複雑・多様化する現代社会における法的問題を自ら発見して解決する能力を養うための科目」として、以下のようなユニークかつ多彩な科目群を設置している。まず、展開・先端科目群として開設されている、「中国ビジネス法講義1～3」、「中国ビジネス法演習」、「国際契約実務論」、「国際経済法」、「涉外法律実務演習」及び「現代法特殊講義」として開設されている「韓国法概論」、基礎法学・隣接科目群に含まれる「比較法」、「Legal Business English」、「法整備支援論」などは、グローバルな法実務に関する基礎知識を提供するものと位置付けることができる。また、基礎科目に含まれる「海外インターンシップ」、「アジア進出企業支援」などは、グローバルな法実務の応用を学ぶための科目と位置付けることができる。

ウ 「高い職業的倫理観のもと、民主主義と個人尊重の価値の実現を目指す法曹を養成するための科目」としては、必修科目である「法曹倫理」のほか、基礎法学・隣接科目群として開設されている、「法哲学・法理論」と「法と社会（各テーマ）」として開講されている「法実務と社会」、「法とメディア」、「法と倫理」、「法と環境」、「少年法」、「検察実務」、「裁判実務」、さらに展開・先端科目に含まれる「国際人権・人道法」を挙げることができる。また、法実務基礎科目に含まれる「リーガル・クリニク」は、無料法律相談に学生が同席し、実習の形態で教育を行うものであり、法科大学院で涵養される職業上の資質・能力・意識・スキルの試行としてだけでなく、学生が直接市民と向き合うことによって、修得した専門知識を社会に還元し、市民のための法曹としての職業意識を涵養する場でもある。

（２）教育課程の体系的な編成

(1) でみたように、本法科大学院においては、学位授与方針に従って、各科目が、ア「高度専門職業人たる法曹に必要とされる高度な理論に裏打ちされた実務的・実践的な知識・技能の修得及びそれらを総合的に活用する能力を習得するための科目」、イ「グローバルな視野に立って自ら考え、高度な「考動力」を発揮して、複雑・多様化する現代社会における法的問題を自ら発見して解決する能力を養うための科目」、ウ「高い職業的倫理観のもと、民主主義と個人尊重の価値の実現を目指す法曹を養成するための科目」に編成されており、それぞれが基礎的な法知識の修得とそれを踏まえた応用力の涵養という観点に貫かれて体系的に整序されている。2017 年度には、改めて、カリキュラムマップ、カリキュラムツリーの作成を通じて、各科目の相互関連性、体系性について検証を行ったところである。

(3) 法曹として備えるべき基本的素養の水準の充足

法律基本科目においては、各担当教員が「共通的な到達目標モデル（第2次案修正案）」の内容を踏まえて授業科目の内容を構成している。また、講義要項（シラバス）において、すべての科目について授業の到達目標を設定し、必要に応じて相互に関連する科目を明記することによって、本法科大学院の教育課程を体系的に履修させ、知識を確実なものとし、法曹として備えるべき基本的素養の水準に達するように配慮している。そのうえで、執行部によるシラバスのチェックなどを通じ、各科目の教育内容が法曹として備えるべき基本的素養を養うに十分な水準に適っているかを不断に検証している。

（根拠・参照資料）

- ・ 関西大学大学院法務研究科（法科大学院）学則（別表）
- ・ 2017 年度関西大学法科大学院講義要項【シラバス】
- ・ 法務研究科カリキュラムマップ
- ・ 法務研究科カリキュラムツリー

2－3 授業科目が、法令の定める法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接

科目、展開・先端科目のすべてにわたりバランスよく開設され、かつ、それぞれの科目群

にふさわしい内容となっているかについて、まず、本法科大学院は、平成 15 年文部科学省告示第 53 号「専門職大学院に関し必要な事項について定める件」第 5 条に定める授業科目については全て開設されている。別紙の開設科目一覧を参照されたい。

各科目群の開設単位数は、法律基本科目群 70 単位（公法系 14 単位・民事系 42 単位・刑事系 14 単位）、法律実務基礎科目群 22 単位、基礎法学・隣接科目群 22 単位、展開・先端科目群 96 単位となっている。これらは、法律学の基本的知識と法実務の基本的知識の修得

をはかりつつ、学生が自らの興味・関心に従って多様な先端的な法分野の知識を得るとい
う観点からみておおむねバランスのとれたものと評価できる。

各科目群の授業科目の内容と科目群の内容との整合性

①法律基本科目群

「各科目群の授業科目の内容」に掲げられた法律基本科目に属する各科目の内容が「憲法、
行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法に関する分野の科目」という科目群
の内容に則したものであることは明らかであろう。

②法律実務基礎科目群

「各科目群の授業科目の内容」に掲げられた法律実務基礎科目に属する科目の内容も、
「法曹としての技能及び責任その他の法律実務に関する基礎的な分野の科目」に則したも
のとなっている。

③基礎法学・隣接科目群

「各科目群の授業科目の内容」に掲げられたように基礎法学・隣接科目群においては、典
型的な基礎法学に関する科目である「法哲学」、「比較法」が開設され、隣接科目としては、
「法整備支援」、「Legal Business English」のほか、「法と社会」という共通テーマのもと
で、2017年度は、「法実務と社会」、「法とメディア」、「法と倫理」、「法と環境」、「少年法」、
「検察実務」、「裁判実務」などの多彩な科目が開設されている。

④展開・先端科目群

展開・先端科目群は、文部科学省告示において、「先端的な法領域に関する科目その他の
実定法に関する多様な分野の科目であって、法律基本科目以外のものをいう。」とされてい
る。以上の科目のほとんどは、司法試験の選択科目関連の科目を中心に、先端的な法領域
に関する科目といえる。

(根拠・参照資料)

- ・ 関西大学大学院法務研究科（法科大学院）学則（別表）
- ・ 2017年度関西大学法科大学院講義要項【シラバス】
- ・ 2017年度開設科目一覧
- ・ 2017年度各科目群の授業科目の内容

**2-4 学生の履修が、法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・
先端科目のいずれかに過度に偏らないようにするなど、適切に配慮されているか**に関して
は、以下のとおりである。

修了要件の総単位数は 100 単位で、その内訳は次のとおりである。

法律基本科目については、1 年次配当の法律基本科目 A が 26 単位、2・3 年次配当の法律基本科目 B が 30 単位で合計 56 単位であり、これらはすべて必修であり、修了要件総単位数との比率は 56% である。法律基本科目 C は選択必修で、7 科目 14 単位の中から 4 単位以上を修得することが修了要件である。従って、修了要件単位数に占める法律基本科目 A～C の単位数は修了要件総単位数 100 単位中 60 単位以上（最大で 66 単位）であり、比率は最大 66% である。

法律実務基礎科目は、必修科目 6 単位と選択科目 8 科目 16 単位の中から 6 単位以上の合計 12 単位以上の修得が修了要件であり、修了要件総単位数との比率は 12% である。

展開・先端科目については 16 単位以上の修得が、基礎法学・隣接科目については 6 単位以上の修得が修了要件である。なお、単位数を合計すると 94 単位以上となるが、100 単位に不足する 6 単位は、法律基本科目 C、法律実務基礎科目の選択科目、展開・先端科目、基礎法学・隣接科目の中から履修することになる。

（根拠・参照資料）

- ・ 関西大学大学院法務研究科（法科大学院）学則（別表）
- ・ 2017 年度関西大学法科大学院講義要項【シラバス】
- ・ 関西大学法科大学院パンフレット 2018（p. 9）
- ・ 2017 年度法科大学院履修登録について（新入生用、在学生用）

2-5 授業科目が必修科目、選択必修科目、選択科目等に適切に分類され、学生によ

る履修が系統的かつ段階的に行えるよう適切に配置されているかについては、以下のとおりである。

（1）授業科目の適切な配置

法曹に必要な基本的な法律知識を修得することを目標とする法律基本科目については、修了に要する 60 単位のうち、必修科目は 56 単位であり、残る 4 単位は選択必修科目から修得することとなっている。これは、法曹となるうえでの基盤となる知識を修得する科目群であり、自由度が低いのもやむをえないといえる。

法律実務基礎科目については、修了に必要な 12 単位のうち必修科目は 6 単位であり、残りは個々の学生が将来的に目標とする実務家像に合わせてある程度まで自由に科目を選択することを可能としている。

基礎法学・隣接科目の修了に要する 6 単位及び展開・先端科目の修了に要する 16 単位については、全て選択科目となっており、学生が自由に自己の関心を持つ分野について幅

広く知見を深めることを可能にしている。

(2) 授業科目の系統的・段階的な履修の確保

以下のように、各科目に配当年次を定め、必要に応じて開講学期を指定するとともに、科目群ごとに系統的・段階的な履修を促すように科目の履修年次に配慮している。

○法律基本科目 公法、民事法、刑事法の実体法については、体系的な学識の修得及び基本的な事例研究による基本的知識の確認を目的とする法律基本科目Aを必修として置き、2年次生及び法学既修者に対しては、基本的知識・理解を段階的に深化させるとともに、特に対話方式の少人数演習科目を通じて、法曹として要求される法的思考能力・分析能力の育成と向上を目的とする法律基本科目Bを設置している。

なお、民法については、学習範囲が広く段階的学習がより強く求められることから、「民法演習Ⅰ・Ⅱ」を2年次の春学期と秋学期に、「民法演習Ⅲ」を3年次にそれぞれ配置している。両訴訟法については、講義科目を2年次の春学期に、演習科目を秋学期に配置して、段階的学習に配慮している。

民事訴訟法、刑事訴訟法及び行政救済法については、実体法の基礎知識が十分でない1年次に配置することは段階的学習という観点から問題のあること、及び、これらの科目については法学既修者の学力が必ずしも十分ではないことから、配当年次を2年次としている。

3年次配当の法律基本科目は、前述した「民法演習Ⅲ」のほか、選択必修科目の法律基本科目Cとして開設している総合演習科目と発展講義科目がある。「公法総合演習」は、行政訴訟の運用について、実務と理論とを総合して実践的に学ぶ科目であり、「民事法総合演習」と「刑事法総合演習」は、実体法と手続法を総合した演習科目である。実務との架橋を強く意識して、すべての総合演習において実務家教員が参加・担当している。「民事訴訟法発展講義」、「会社法発展講義」及び「民法発展講義」は、実務を意識した複合的な論点からなる複雑な事案を解決する能力を養うことを目的として対話形式で行われる授業科目であり、段階的学習の観点から3年次配当科目としている。

○法律実務基礎科目 法実務に関する科目については、民事訴訟における争点整理と事実認定についての基礎的な知識の習得を目的とする講義科目の「民事訴訟実務の基礎」を2年次の必修科目として配置し、「民事訴訟実務演習」を3年次の選択科目として配置して、段階的学習に配慮している。

○展開・先端科目 展開・先端科目については、先端的法分野の専門的知見を段階的・系統的に学習してより深い専門的知見を修得することができるよう、多くの科目で入門科目としての「講義1」を配置して2年次での履修を可能とし、「講義2」及び「演習」を3年

次に配当している。

なお、2017 年度よりカリキュラムマップ及びカリキュラムツリーを作成し、学生による履修が系統的かつ段階的に行えるよう配慮している。

(根拠・参照資料)

- ・ 関西大学大学院法務研究科（法科大学院）学則（別表）
- ・ 2017 年度法科大学院履修登録について（新入生用、在学生用）
- ・ 法務研究科カリキュラムマップ
- ・ 法務研究科カリキュラムツリー

2－6 授業科目の内容が過度に司法試験受験対策に偏し、法科大学院制度の理念に反

するものとなっていないかについては、本法科大学院の各授業科目の内容は、法科大学院制度の理念を尊重し、これに反して、司法試験受験対策に過度に偏重することのないよう配慮して設定されている。具体的には、全員参加型公開授業に関する意見交換会等を通じて、司法試験受験対策に偏した授業が認められないことが、折に触れて確認されていること、授業内容の詳細はシラバスの授業計画で記述することとなっており、かつ、学生の授業評価アンケートで、授業内容がシラバスの授業計画に即しているかが質問項目となっていること、などをあげることができる。授業において司法試験問題を扱う科目もあるが、短答式問題を知識確認のための小テストとして使用するもの、授業で扱う法的問題を議論するために、当該問題に関する論点を含んだ論文式問題を学習の素材として使用するものであって、いわゆる答案練習や試験問題の解説を目的としたものではない。

なお、シラバスの内容が法科大学院制度の理念に反するようになっているような懸念の生じないよう、執行部がシラバスの内容を点検し、必要に応じて、担当者に改善を求めることもある。

(根拠・参照資料)

- ・ 2017 年度関西大学法科大学院講義要項【シラバス】
- ・ 2016 年度春学期 F D 活動報告書 (p. 70)
- ・ 2016 年度秋学期 F D 活動報告書 (p. 59)
- ・ シラバスチェック資料

2－7 法理論教育と法実務教育の架橋を図るために、カリキュラム編成、授業の内容、

履修方法等について工夫がなされているかについては、授業内容を常に事例に即した体系的な学識の修得に配慮することとし、かつ、実務家教員が実務関連科目のみならず、法律

基本科目（「民事訴訟法演習」「公法総合演習」「刑事法総合演習」「民事法総合演習」）の授業を一部担当するだけでなく、教材の作成にも参加することによって、実務的論点も加えて法曹養成のための実践科目としての充実と、実務的教育への架橋の実現に特に留意している。また、法律実務基礎科目については、前述したように、実務教育の導入部分として、民事の要件事実論を扱う講義科目「民事訴訟実務の基礎」を2年次に配当し、理論教育科目である法律基本科目と並行履修させ、早い段階で教育の実をあげられるよう配慮した。また、法学未修者も訴訟法の授業に対応できるように、1年次配当の訴訟法関係科目として、実務家教員が担当する「法と社会（裁判実務）」も設置している。なお、「刑事訴訟実務の基礎」については、2年次の「刑事訴訟法」（講義及び演習）を履修していることが望ましいため3年次春学期に配当している。

（根拠・参照資料）

- ・ 2017 年度関西大学法科大学院講義要項【シラバス】
- ・ 関西大学法科大学院パンフレット 2018（p. 9）
- ・ 法務研究科カリキュラムマップ
- ・ 法務研究科カリキュラムツリー

2-8 法律実務基礎科目として、法曹倫理に関する科目並びに民事訴訟実務及び刑事

訴訟実務に関する科目が必修科目として開設されているかについては、法律実務基礎科目の必修科目として、「法曹倫理」「民事訴訟実務の基礎」（2年次配当）及び「刑事訴訟実務の基礎」（3年次配当）の各2単位3科目を設置している。

（根拠・参照資料）

- ・ 2017 年度関西大学法科大学院講義要項【シラバス】
- ・ 関西大学法科大学院パンフレット 2018（p. 9）
- ・ 法務研究科カリキュラムマップ
- ・ 法務研究科カリキュラムツリー

2-9 法情報調査及び法文書作成を扱う科目又はその内容を含む科目が開設されて

いるかについては、法律情報の調査、収集の基本的な考え方や方法論を学び、法律鑑定文書や依頼者への報告書、補助職への指示書の作成技能や法廷における口頭での論述技術を実習して修得することを目的とする「公法・刑事法LW&D演習」及び報告メモ、鑑定書、内容証明郵便、訴状、答弁書、準備書面、契約書、和解条項などの法律関係文書の作成を実習して修得することを目的とする「民事法LW&D演習」を各2単位科目として開設し

ている。

なお、コンピュータによる法情報検索について、入学後のオリエンテーション期間中に初歩を教えたうえで、授業において判例や判例解説、論文などの検索をさせており、法律文書の作成については、「民事訴訟実務の基礎」「刑事訴訟実務の基礎」「民事訴訟実務演習」「刑事模擬裁判」「リーガル・クリニック」「国内エクスターンシップ」などにおいても、実習と指導が行われている。

(根拠・参照資料)

- ・ 2017 年度開設科目一覧
- ・ 2017 年度関西大学法科大学院講義要項【シラバス】
- ・ 法務研究科カリキュラムマップ
- ・ 法務研究科カリキュラムツリー

2-10 法律実務基礎科目として、法曹に求められる実務的な技能を修得させ、法曹としての責任感を涵養するための実習を主たる内容とする科目（模擬裁判、ローヤリング、リーガル・クリニック、エクスターンシップ等）が開設されているかについては、法律実務基礎科目として、法曹に求められる実務的な技能を修得させ、法曹としての責任感を涵養するための実習を主たる内容とする科目である、「民事訴訟実務演習」「刑事模擬裁判」「リーガル・クリニック」「国内エクスターンシップ」（各2単位）を選択科目として配置している。

また、**2-11 リーガル・クリニックやエクスターンシップ等が実施されている場合、それらが臨床実務教育にふさわしい内容を有し、かつ、明確な責任体制の下で指導が行われているか**については、「リーガル・クリニック」においては、1クラス3名以内の学生に対し、1名の専任教員または非常勤講師が、法律相談及びその検討授業の指導にあたるという体制を組んでいる。担当教員は、現役の弁護士で、素材は、現実に法律紛争や法律上の悩みを抱え、法律相談に訪れる市民の生の法律相談事案である。「国内エクスターンシップ」においては、2～3名ずつ複数回に分けて学生を派遣する体制をとっている。派遣先は、法科大学院の専任教員が代表弁護士を務める弁護士法人あしのは法律事務所である。派遣先法律事務所においては、法律相談はもちろん、法廷活動や各種書面の起案などをつぶさに見て、体験して、指導を受けることができるようになっている。「海外エクスターンシップ」においては、独立行政法人国際協力機構（以下、「JICA」という。）ハノイ法支援事務所において、長期専門家から、日本国の開発援助と法支援、ベトナムでの法支援の実情、ベトナム法の特徴につき指導を受ける。また、ベトナムの裁判制度を学び、ハノイ国

立大学における日本法教育の現場に参加するとともに、法や制度につき日本法制度との比較を行ってきた。

上記の派遣プログラムは、JICA の受け入れ体制の事情により、2017 年度は派遣を見送ったが、2018 年度は JICA との調整により、ベトナムへの派遣を再開する予定である。

「リーガル・クリニック」の成績評価は、専任教員または非常勤講師である担当弁護士自身が行う。「国内エクスターンシップ」の成績評価は、実務研修の内容を重視し（50%）、それに指導担当弁護士による評価（30%）と第 15 回目授業における報告及び意見交換の内容を加味して専任教員が評価する。「海外エクスターンシップ」の成績評価は専任教員が担当し、現地の長期専門家から学生の評価にかかわるデータの提供を受けたうえ、学習内容の評価（70%）とレポート（30%）で評価する。いずれも臨床実務教育にふさわしい内容を有しており、「リーガル・クリニック」、「国内エクスターンシップ」については、本法科大学院の教育事業の支援を委託している弁護士法人（あしのは法律事務所）の代表社員弁護士（実務家専任教員）が取りまとめを担当し、「海外エクスターンシップ」については法整備支援に精通している実務家専任教員が取りまとめを担当しており、その運営において明確な責任体制がとられている。

（根拠・参照資料）

- ・ 2017 年度開設科目一覧
- ・ 2017 年度関西大学法科大学院講義要項【シラバス】
- ・ 法務研究科カリキュラムマップ
- ・ 法務研究科カリキュラムツリー
- ・ 弁護士法人あしのは法律事務所ホームページ (<http://www.ashinoha.jp/index.html>)

2-12 リーガル・クリニックやエクスターンシップ等が実施されている場合、関連法

令等に規定される守秘義務に関する仕組みが学内の規則で整えられ、かつ、学生に対して

適切な指導が行われているかについては、「リーガル・クリニック」、「国内エクスターンシ

ップ」及び「海外エクスターンシップ」の受講にあたっては、まず、守秘義務遵守の重要性をあらかじめ十分に周知させている。さらに、受講の直前に説明会を開催し、諸々の注意点とあわせ、改めて守秘義務の周知徹底をはかる。その際、守秘義務に違反する行為を行わない旨、及び万一これに違反した場合には「関西大学大学院法務研究科（法科大学院）学則」等による厳しい処分を受けても異議がない旨の誓約書に署名・押印のうえ提出させている。具体的には、「リーガル・クリニック及びエクスターンシップ受講上の遵守事項内規」を定めて、守秘義務に違反する行為は、「関西大学大学院法務研究科（法科大学院）学

則」第 51 条に違反する行為で、懲戒処分の対象となる旨を明記している。なお法科大学院生教育研究賠償責任保険へは受講生全員が加入している。

(根拠・参照資料)

- ・ 関西大学大学院法務研究科（法科大学院）学則
- ・ 2017 年度関西大学法科大学院講義要項【シラバス】
- ・ リーガル・クリニック及びエクスターンシップ受講上の遵守事項内規
- ・ 誓約書

2-13 各授業科目の単位数が、授業の方法、教育効果及び授業時間外に必要な学修等を考慮して、適切に設定されているか、2-14 1 年間の授業期間が定期試験等の期間を含め、原則として 35 週にわたるものとして適切に設定されているか及び 2-15 各授業科目の授業は、10 週又は 15 週にわたる期間を単位として行われているかに関して、まず、本法科大学院の授業科目の単位数については、授業方法、教育効果及び授業時間外に必要な学習などを考慮して設定されている。具体的には、大学設置基準第 21 条、第 22 条及び第 23 条の規定に則り、週 1 回 15 週 90 分を 2 単位としている。「リーガル・クリニック」については 1 回の事前説明を行った後、実際に法律相談の実習を行い、その後カルテの作成と講評を行う。この実習とカルテ作成・講評の組み合わせを 7 回（計 14 回）実施する。また「国内エクスターンシップ」はまず 1 回の研修配属前の説明と書類作成を行った後、指導担当弁護士事務所での研修を行い（2 回～13 回）、14 回で実務研修の結果をまとめ報告書を仕上げ提出し、15 回は報告及び意見交換会としている。休講があった場合には、土曜日（授業振替日を除く）または補講期間に必ず補講を行うようしており、このことは厳格に遵守されている。

春学期・秋学期の授業期間は、それぞれ 15 週にわたり、試験期間はそれとは別に 2 週間の期間を設けている。補講期間を合わせると、1 年間の授業期間は概ね 35 週にわたるものとして設定されている。

(根拠・参照資料)

- ・ 関西大学大学院法務研究科（法科大学院）学則（第 8 条、第 23 条）
- ・ 2017 年度法科大学院学年暦

2-16 課程修了の要件については、在学期間及び修了の認定に必要な単位数が法令上の基準（原則として 3 年、93 単位以上）を遵守し、かつ、履修上の負担が過重にならないように配慮して設定されているかについては、課程修了の要件として、標準修業年限を 3

年とし、修了所要単位を 100 単位以上としている。ただし、法学既修者については修業年限を 1 年短縮し、修了所要単位を 74 単位以上としている。これらは、いずれも法令上の基準に従っている。

(根拠・参照資料)

- ・ 関西大学大学院法務研究科（法科大学院）学則（第 3 条、第 18 条）
- ・ 2017 年度法科大学院要覧

2-17 学生が各年次において履修科目として 1 年間に登録することのできる単位数

の上限が、法令上の基準（標準 36 単位）に従って適切に設定されているかについては、1、2 年次は 36 単位、3 年次は 44 単位を履修科目として登録することができる単位数の上限としており、いずれも法令上の基準に従っている。

(根拠・参照資料)

- ・ 関西大学大学院法務研究科（法科大学院）学則（別表）

2-18 学生が他の大学院において履修した授業科目について修得した単位又は当該

法科大学院に入学する前に大学院で履修した授業科目について修得した単位を入学後に

当該法科大学院で修得した単位として認定する場合、その認定が法令上の基準（原則 30 単

位以内）のもとに、当該法科大学院の教育水準及び教育課程としての一体性を損なわない

よう十分に留意した方法で行われているかについては、他の大学院において修得した単位は、本研究科が教育上有益と認めるときは、37 単位を上限として本研究科において修得したものとみなすことができるものとしており、法令上の基準に従っている。

また、本法務研究科が教育上有益と認めるときは、本法務研究科に入学する前に大学院において修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む）を、本法務研究科に設置する科目に相当すると認められるときは、37 単位を上限として本法務研究科に入学した後の授業科目の履修により修得したものとみなすことができるものとしている。ただし、学生が入学後に他の大学院（外国の大学院またはその通信教育を含む）で修得した単位で本法務研究科において修得したものとみなす単位数とあわせて 37 単位を超えることはできない。

(根拠・参照資料)

- ・ 関西大学大学院法務研究科（法科大学院）学則（第 10 条、第 12 条、第 13 条）

2-19 在学期間の短縮を行っている場合、その期間が法令上の基準（1 年以内）に従

って設定され、適切な基準及び方法によって、その認定が行われているかについては、2-18 に記載した入学前に修得した単位のみなし認定により、法律基本科目 A の 26 単位が認定される場合、修業年限を 1 年短縮することができる、と定められており、法令上の基準に従うものである。

(根拠・参照資料)

- ・ 関西大学大学院法務研究科（法科大学院）学則（第 3 条、第 10 条、第 11 条）

2-20 法学既修者の課程修了の要件については、在学期間の短縮及び修得したものとみなす単位数が法令上の基準に基づいて適切に設定されているかについては、入学試験時に行う法律科目試験に合格し、本研究科において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認められた者は、その成績に応じて、第 1 年次配当の必修科目を、本研究科に入学した後の本研究科における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる、と定められている。法学既修者について、短縮される修業年限は 1 年であり、修得したものとみなされる単位数は法律基本科目 A の 26 単位を上限としており、法令上の基準に従っている。

(根拠・参照資料)

- ・ 関西大学大学院法務研究科（法科大学院）学則（第 11 条）

【点検・評価（長所と問題点） 2-（1）教育課程・教育内容】

2-3 授業科目が、法令の定める法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目のすべてにわたりバランスよく開設され、かつ、それぞれの科目群にふさわしい内容となっているかについては、基礎法学・隣接科目群に設けられた「法と社会（各テーマ）」、展開・先端科目群に設けられた「現代法特殊講義（各テーマ）」は、柔軟性のある枠組みを活かして特色ある科目が設定されている。〔K1〕

(根拠・参照資料)

- ・ 2017 年度関西大学法科大学院講義要項【シラバス】
- ・ 2017 年度開設科目一覧

2-4 学生の履修が、法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目のいずれかに過度に偏らないようにするなど、適切に配慮されているかに関しては、カリキュラムを改正して 2008 年度の認証評価で指摘された問題を改善し、2013 年度の認証評価においても、概ね適切であるとの評価を得た。ただし、選択必修科目（法律基

本科目C)の履修如何によっては、修了要件総単位数に占める法律基本科目の単位数の割合が65%以上となることから、履修制度上65%を超えないように改善する必要があることが指摘されている。

(根拠・参照資料)

- ・ 関西大学大学院法務研究科（法科大学院）学則（別表）

2-5 授業科目が必修科目、選択必修科目、選択科目等に適切に分類され、学生によ

る履修が系統的かつ段階的に行えるよう適切に配置されているかについても、2013年度の認証評価において、2008年度の認証評価で指摘された問題はカリキュラムの改正により改善されたことが確認され、各種の配慮がなされているとの肯定的な評価も得ている。しかし、2013年度の認証評価では、2年次に必修科目を集中させることに一定の合理性があることを認めつつも、①履修上の負担が過重となり、段階的学習に支障を生じさせているのではないかという懸念があること、②2年次で法律基本科目の知識を修得できなかった3年次の学生のフォローが手薄であること、③選択科目Cにつき、1年次に「商法」を履修すれば、「総合演習」又は「発展講義」をいずれか1つ履修しさえすれば、修了することができるというのは問題であること、が問題点として指摘され、系統的かつ段階的な履修が可能となるよう、2年次及び3年次における必修科目・選択必修科目・選択科目の開設バランスについて、「総合演習」及び「発展講義」の位置づけやカリキュラムの全体的な編成方針をも含め、再検討することが求められている。

なお、上記②については、進級要件の厳格化に伴い、2年次で法律基本科目の知識を修得することができない場合は原級留置となることから、この点に関しては改善されている。

また、2017年度からカリキュラムマップ及びカリキュラムツリーを作成し、学生による履修が系統的かつ段階的に行えるよう配慮している。

(根拠・参照資料)

- ・ 関西大学大学院法務研究科（法科大学院）学則（別表）
- ・ 関西大学法科大学院パンフレット 2018 (p. 9)
- ・ 法務研究科カリキュラムマップ
- ・ 法務研究科カリキュラムツリー

【将来への取り組み・まとめ 2-（1）教育課程・教育内容】

2-3 授業科目が、法令の定める法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目のすべてにわたりバランスよく開設され、かつ、それぞれの科目群に

ふさわしい内容となっているかについて、前述のとおり、「法と社会（各テーマ）」及び「現代法特殊講義（各テーマ）」は、柔軟性のある枠組みを活かして特色ある科目が設定されている。**[K2]**一方で、自己点検・評価活動において、「法と社会（各テーマ）」及び「現代法特殊講義（各テーマ）」の内容が各科目群にふさわしい内容となっているかどうかについて検討の余地があるとされたため、「教育推進委員会」で検討することとした。**[K3]**

（根拠・参照資料）

- ・ 2017 年度関西大学法科大学院講義要項【シラバス】
- ・ 2017 年度開設科目一覧

2－4 学生の履修が、法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・

先端科目のいずれかに過度に偏らないようにするなど、適切に配慮されているかに関して、2013 年度の認証評価で指摘された、修了要件総単位数に占める法律基本科目の比率が 65%を超え、法律基本科目群に傾斜した教育課程となっている点については、法務研究科カリキュラム検討委員会を設置して検討した。その結果、修了要件に「法律基本科目 C、法律実務基礎科目、展開先端科目及び基礎法学・隣接科目のうち、複数の科目群から 6 単位。ただし、特定の科目群から、4 単位を超えて修了所要単位数に算入できることはできない」を追加することとし、この学則改正により、2018 年度以降の入学生については、履修制度上 65%を超えないよう問題点を解消した。

（根拠・参照資料）

- ・ 関西大学大学院法務研究科（法科大学院）学則（別表）

2－5 授業科目が必修科目、選択必修科目、選択科目等に適切に分類され、学生によ

る履修が系統的かつ段階的に行えるよう適切に配置されているかについて、2013 年度の認証評価で指摘された 2 年次に必修科目を集中させることの問題点については、執行部会及び教授会で検討している。

（根拠・参照資料）

- ・ 関西大学大学院法務研究科（法科大学院）学則（別表）
- ・ 関西大学法科大学院パンフレット 2018（p. 9）
- ・ 法務研究科カリキュラムマップ
- ・ 法務研究科カリキュラムツリー

（2）教育方法

【現状の説明 2－（2）教育方法】

2－21 履修指導に関する体制が整備され、かつ、法学未修者と法学既修者それぞれに

応じた指導が効果的に行われているかについては、入学前指導と入学後のガイダンスを通じて行われてきた。入学前指導としては、S日程入試及びA日程入試の合格者に対して実施しているが、2012年度から、事前指導としての実があがるように内容を見直すとともに、実施回数を減らした。

具体的には、S日程合格者については8月末に、A日程合格者については9月末に、それぞれ入学までの一般的な学習指導とティーチング・アシスタントの紹介を行った上で、各人の勉学状況・学習到達度を確認して、入学までの勉学計画などの学習指導と相談を行っている。入学直前の3月頃には、B日程の合格者も含めて、実務家教員の引率による裁判所見学、弁護士法人あしのは法律事務所見学を実施している（いずれも参加は任意である）。

新入生に対する履修に関するガイダンスは、入学後のオリエンテーション期間中に行い、望ましい科目履修のあり方等について説明を行っている。在学生については、年度始めに先立ち履修指導が行われる。これらのガイダンスにおいて、法律実務基礎科目である「リーガル・クリニック」、「国内エクスターンシップ」、「海外エクスターンシップ」についても、当該科目の責任担当者が説明を行い、履修を推奨する指導を行っている。

（根拠・参照資料）

- ・2018年度入学前指導実施要領
- ・2017年度法科大学院履修登録について（新入生用、在学生用）

2－22 オフィス・アワーを設定するなど、教員による学習方法等の相談体制が整備さ

れ、学習支援が効果的に行われているかについては、各教員が授業1コマ分の時間(90分)を2回に分け、授業時間帯のいずれかにオフィス・アワーとして設定し、かつ1回は必ず18時以降に設定するなど、学生の利便性を高め、質問や学習相談に対応している。さらに、全ての専任教員が電子メールによる質問を受け付けている。

学習指導や相談をより効果的に行うため、2008年度から、学生をクラスに分けて（1年次生は1クラス、2・3年次生は授業のクラス単位）担任教員を配置するクラス担任制をとっている。成績不良者については、クラス担任が個別に該当者を呼び出して学習指導と相談を行っている。なお、クラスに属さない残留者については、執行部が対応している。さらに、2013年度より、定期試験後、すみやかに添削した答案を学生に返却することとし、試験結果を学習改善につなげられるように制度改革を行った。これは、定期試験における

自らの答案を素材として、履修科目についての理解度を確認したうえで、成績発表後に開かれる「成績に関するオフィス・アワー」において担当教員からのアドバイスを受けることを可能にするものである。

また、1年次生のなかで学習に困難を抱える学生が少なくないことから、必修科目授業時間直後の時間を当該科目のオフィス・アワーとし、受講生が教室内で復習しつつ担当教員にも質問できる環境を整えた。

(根拠・参照資料)

- ・2017年度法科大学院オフィス・アワー実施日程一覧
- ・2017年度クラス担任一覧
- ・2017年度添削答案返却スケジュール（春学期・秋学期）
- ・2017年度成績に関するオフィス・アワー一覧（春学期・秋学期）
- ・2017年度時間割（春学期・秋学期）

2-23 アカデミック・アドバイザーやティーチング・アシスタント等による相談体制

が整備され、学習支援が適切に行われているかについては、若手弁護士であるアカデミック・アドバイザーが、必修の法律基本科目について、法的文書作成能力の養成（3年次生・修了生）あるいは正規授業を補完する補習授業（1年次生・2年次生）を目的として行う「特別演習」により学習支援を行い、クラス担任制と連動させた「メンター制」を導入して相談体制の充実を図っている。「メンター」は、原則として、上記のアカデミック・アドバイザーの一部が担当しており、入学段階から司法試験合格に向けての学習計画の策定をアドバイスし、学生生活全般についての相談相手となるものである。また、大学院博士後期課程修了の院生と本法科大学院の修了者で人物・成績ともに優秀な者（司法試験の合格発表後は、司法試験に合格した者）からティーチング・アシスタントを採用し、学生からの質問・相談などに応じる学習支援を行っている。本学の大学院法学研究科からのティーチング・アシスタント採用が困難な民事法分野については、大阪大学との連携の一環として、2017年度より大阪大学法科大学院の学生にティーチング・アシスタントを委嘱している。

(根拠・参照資料)

- ・2017年度法科大学院メンター制度・特別演習実施要領（新入生用・在学生用）
- ・関西大学法科大学院パンフレット2018（p.14、p.15）
- ・関西大学法科大学院ホームページ（<http://www.kansai-u.ac.jp/ls/index.html>）
- ・法科大学院教授会・執行部会開催予定表

2-24 正課外の学習支援が、過度に司法試験受験対策に偏する内容となり、法科大学

院制度の理念に反するものとなっていないかについては、まず、正課外の学習支援である

「特別演習」の実施計画、担当者のリクルートについては、「教育推進委員会」の下で法科大学院の専任教員・特任教員がとりまとめ役となるという体制がとられており、「特別演習」の内容は教授会でも報告され、全教員により共有されている。また、「特別演習」を担当するアカデミック・アドバイザーと法科大学院の教員との間で定期的に意見交換会が開かれており、逐次、その授業内容についての検討が行われている。

1・2年次生を対象とする「特別演習」については、授業補完として位置付けられており、司法試験受験対策に偏するものとはなっていない。

3年次生・修了生対象の「特別演習」のうち、科目別の講座は、各法分野の基本的事項について理解させることに重点を置いており、司法試験受験対策に偏するものとはいえない。「特別演習」のうち、司法試験の過去問を素材とする講座についても、あくまでも基本的な法的論点についての知識の確認と文章表現能力の養成が主たる目的であって、過度な受験対策とはいえない。

この点については、2008年度の認証評価において、「答案練習会を行う受験指導に偏したものとなるおそれがないとは言えない」と指摘されていたことを受け、上記の意見交換会において、「特別演習」が過度に司法試験の受験対策に偏することのないよう、厳に留意しているところである。

(根拠・参照資料)

- ・2017年度法科大学院メンター制度・特別演習実施要領（新入生用・在学生用）
- ・メンター（アカデミック・アドバイザー）との定期意見交換会資料
- ・2017年度法科大学院教授会・執行部会開催予定表

2-25 法曹として備えるべき基本的素養の水準を踏まえた授業の内容、方法及び1

年間の授業計画が、学生に対しシラバス等を通じてあらかじめ明示されているかについて

では、当該年度に法科大学院で開講されるすべての講義・演習等について、授業概要・到達目標、授業計画（4単位科目は30回分、2単位科目は15回分、1単位科目は8回分）、成績評価の方法・基準、全科目共通の欠席の取り扱い、教科書、参考書、及び担任者からの個別の指示・連絡事項を記載する備考の各項目を関西大学シラバスシステムで公開している。これに加えて、新入学生に対してはシラバスを配付している。

(根拠・参照資料)

- ・関西大学シラバスシステム

(<http://syllabus3.jm.kansai-u.ac.jp/syllabus/search/curri/CurriSearchTop.html>)

- ・2017年度関西大学法科大学院講義要項【シラバス】

2-26 授業がシラバス等に従って適切に実施されているかについては、学生による授業評価アンケートの質問項目となっており、アンケート結果から、授業がシラバスに従って適切に実施されていることを確認する体制が整備されている。なお、アンケート結果は、教員による改善策を含めたコメントを付して、学期ごとに「関西大学法科大学院F D活動報告書」として冊子体にまとめられ、ロー・ライブラリーにて公表されている。

(根拠・参照資料)

- ・2016年度春学期F D活動報告書
- ・2016年度秋学期F D活動報告書

2-27 授業科目に応じて、双方向・多方向の討論や質疑応答等、法曹養成のための実践的な教育方法が取り入れられ、それが適切に実施されているかについては、演習科目では当然のことながら質疑応答を中心とした双方向または多方向の討論（ディベート形式も取り入れた）が行われているが（こうした授業形式に適した馬蹄形の教室も設けている）、講義科目についても、できるだけ質疑応答形式による授業を行うよう心がけている。また、定期的に教員同士による授業参観を行うことで、授業方法のさらなる改善が行われるよう配慮している。なかでも、2013年度からは、各学期に1度、原則として全教員参加の参観授業を行い、終了後は2度にわたって意見交換を行い、授業方法の改善策を全教員で共有している。

(根拠・参照資料)

- ・2016年度春学期F D活動報告書
- ・2016年度秋学期F D活動報告書

2-28 授業方法が過度に司法試験受験対策に偏したものとなり、法科大学院制度の理念に反するものとなっていないかについては受験対策を目的とした授業が法科大学院の制度趣旨に反して許されないことは、これまで、教授会後の全員参加型公開授業後の意見交換会の場でも度々確認されてきたところであり、全教員が十分に認識している。前述したように、各回の授業内容はシラバスの授業計画に記載しなければならないこと、授業内容がシラバスに即しているかは授業評価アンケートの質問項目であること、F D活動にお

ける他の教員による定期的な授業参観が行われていることから、受験対策への偏重は防がれていると考える。

(根拠・参照資料)

- ・ 2017 年度関西大学法科大学院講義要項【シラバス】
- ・ 2016 年度春学期 F D 活動報告書
- ・ 2016 年度秋学期 F D 活動報告書

2-29 効果的な学修のために、1つの授業科目について同時に授業を行う学生数を少

人数とすることを基本としているかについては、必修の法律基本科目のうち、講義科目である法律基本科目 A 及び法律基本科目 B の「民事訴訟法」「刑事訴訟法」は原則として 2 クラス編成とし、受講生は最大 23 名（再履修者も含む）であり、演習科目である法律基本科目 B は 1 学年 4 クラスとし、いずれのクラスも最大限 20 名（再履修者も含む）として、適正な学生数で編成されている。法律実務基礎科目の必修科目は、3 クラス編成とし、履修者数は 1 クラス最大で 16 名である。その他の科目については、2008 年度の認証評価において、「履修登録者数が適正学生数（50 名）を相当程度大きく上回る」と指摘されたことを受けて、履修登録者数が適正な学生数を越える場合はクラス分割を行うことにより、履修登録者数が 50 名を超える問題を解消した

(根拠・参照資料)

- ・ 基礎データ表 4
- ・ 添付資料 27-1、27-2

2-30 法律基本科目については、1つの授業科目について同時に授業を行う学生数が

法令上の基準（標準 50 名）に従って適切に設定されているかについては、学生数の設定状況は次のとおりである。2017 年度春学期における 1 クラスの学生数は、1 年次配当の法律基本科目 A に属する講義科目は、8 名から 10 名の範囲内に、法律基本科目 B 及び法律基本科目 C に属する各演習科目は、最大限 11 名の範囲におさまっている。従って、法律基本科目の 1 クラスの学生数は、法令上の標準である 50 名の範囲内となっている。

(根拠・参照資料)

- ・ 基礎データ表 4
- ・ 添付資料 27-1、27-2

2-31 個別的指導が必要な授業科目（リーガル・クリニックやエクスターンシップ等）

については、それにふさわしい学生数が設定されているかのうち、「リーガル・クリニック」においては、1クラス3名以内の学生に対して、1名の教員（弁護士資格を有する非常勤講師）がクラス担当となっている。法律相談を行う場合にはもちろん、法律相談の検討を行う授業においても、必ず当該教員が同席して指導するという体制をとっており、各学生に対するきめこまかな教育上の配慮を行い、教育効果をつぶさに見ることができるようになっている。「国内エクスターンシップ」については、2～3名の学生を複数回に分けて派遣する体制になっており、指導担当弁護士の法律実務の処理をつぶさに見たうえで、その指導を受けることができる。

（根拠・参照資料）

- ・基礎データ表4
- ・添付資料27－1、27－2

2－32 学修の成果に対する評価、単位認定及び課程修了の認定の基準及び方法が、学生に対してシラバス等を通じてあらかじめ明示されているかについては、「関西大学大学院法務研究科（法科大学院）学則」において、開設科目、配当年次、単位数等とともに、修了要件が規定され、入学式後に行われる入学者対象の履修ガイダンスにおいても、カリキュラムの概要と修了要件、成績評価等の説明が行われている。また、各科目の評点は、S：90点以上、A＋：89～85点、A：84点～80点、B＋：79点～75点、B：74点～70点、C＋：69点～65点、C：64点～60点、F：59点以下で、C以上を合格とする。各科目の成績評価の基準・方法については、講義要項（シラバス）において明示されている。

2008年度の認証評価の指摘を受け、シラバスに期末試験と平常点とのウェイト付けを可能な限り詳細に明示するよう改善した。

なお、2013年度の認証評価において、出欠を含めた平常点の取扱いに関する記述内容には、相当程度の差異がみられており、そのなかには法科大学院共通のガイドラインと異なるものも散見され、学生に誤解を生じさせる可能性が否定できない状況にあること、また、出欠の取扱いを含む平常点の採点が授業科目の担当教員に全面的に委ねられていることの不適切性が指摘された。これを受け、シラバスにおいて、全科目共通事項として、「定期試験（又はレポート試験）と平常点との評価割合（例えば、定期試験＝70％、平常点＝30％）を示したうえ、欠席の取扱いについて、『欠席を減点要素とし、5回以上欠席した場合、定期試験及び定期試験に代わる論文試験実施科目は定期試験の受験及び論文の提出を認めず不受験扱いとする、それ以外の科目は単位を認めない。』とすることを教授会において申し合わせ、2016年度シラバスから実行に移した。また、平常点の採点基準についても、全科

目共通事項として、シラバスに明示するか、授業開始時に明示することを申し合わせた。
また、各科目の平常点の採点の適切性・妥当性を組織的に検証する方法・手続等の構築については、「教育推進委員会」で検討中である。

(根拠・参照資料)

- ・ 2017 年度関西大学法科大学院講義要項【シラバス】
- ・ 欠席の取り扱いに係る修正案について (2016 年 2 月 26 日教授会了承)
- ・ 2017 年度法務研究科教育推進委員会記録

2-33 学修の成果に対する評価、単位認定及び課程修了の認定は、明示された基準及

び方法に基づいて客観的かつ厳格に行われているかについては、各科目の成績評価は、明示された基準及び方法に基づき平常点（講義中の質問に対する発言内容、レポート、数回の小テスト等）を考慮しつつ、筆記、論文等の定期試験により総合的に行われている。複数クラス編成が行われている科目については、成績評価の厳格性と公平性を担保するため、担当者の合議により単一の試験を実施し、採点基準も単一のものを設けている。成績評価の客観性を担保するため、採点は学生の氏名を伏して行い、それを事後に名簿と照らし合わせ、平常点を加味して最終的な成績判定を行っており、また、学生からの成績疑義制度も採用している。成績評価の各要素の比率は、定期試験（期末試験）の成績が占める割合を原則として 60～70%とすること、科目毎の評点の分布は、80 点以上：79 点～70 点：69 点～60 点をおよそ 2：4：4 の比率、F（不合格者）は履修者の 2 割程度以内とすること（ただし、履修者が少なく、この基準によりがたい場合は、その状況により適宜調整する）について教員間で合意した。現在では、2 割を超えて不合格者を出すことも認められているが、各科目の不合格率は学期ごとに教授会において共有され、かつ学生にも開示して、科目間で極端な偏りが生じないように努めている。

なお、2016 年度より、10 名以上の必修科目の授業においては、相対成績評価を行うこととした。これは、科目による成績評価の偏りをなくすものであり、担当教員が付した素点に基づく序列に従って、A 区分（S，A＋，A）：B 区分（B＋，B）：C 区分（C＋，C，F）＝30%（S＝10%：A＋＝10%：A＝10%）：40%（B＋＝20%：B＝20%）：30%（C＋＝10%：C＝10%：F＝10%）の割合で評点を付するものである。

(根拠・参照資料)

- ・ 成績評価について（研究科長発信）
- ・ 進級制度の実施に係る要綱
- ・ 2016 年度成績評価評語割合

- ・添付資料 27－1、27－2

2－34 単位認定に関わる再試験を行っている場合、その基準及び方法が学生に対してシラバス等を通じてあらかじめ明示されたうえで、客観的かつ厳格に行われているかについては、本法科大学院は再試験の制度は設けていない。

2－35 学生がやむをえない事情により単位認定に関わる試験を受験できなかった場合、追試験を行うなどの相当の措置が講じられているか。また、追試験を行っている場合、あらかじめ明示された客観的かつ厳格な基準に基づいて実施されているかについては、病気その他やむを得ない事情により単位認定に関わる試験を受験できなかった者で、その理由が教授会において正当であると認められた者に対し、追試験を行うことにしており、追試験制度はあらかじめ明示されている。

追試験受験希望者は、「追試験受験願」及びその旨の証明書（医師の診断書等）を提出する。ただし、「平常授業時の試験・成績をもって単位認定する科目」については追試験を行わない。なお、追試験受験者の成績評価基準は、通常の期末試験受験者と同様の成績評価基準により採点することとしている。

（根拠・参照資料）

- ・2017 年度定期試験時間割（春学期・秋学期）

2－36 1 年次修了に必要な単位数を修得できない学生や成績不良の学生の進級を制限する措置が講じられているか及び**2－37 進級制限を行っていない場合は、それに代わる適切な措置が講じられているか**については、2016 年度より、1 年次終了時において 1 年次配当の必修科目（法律基本科目 A）26 単位中、20 単位以上の単位を修得し、かつ 1 年次配当の必修科目（法律基本科目 A）の G P A が 1.60 以上でなければ、2 年次配当科目の履修を認めないこととした。法律基本科目の 2 科目以上について基礎学力が不足している者は、2 年次で展開される演習科目の履修に耐えられないと考えるからである。

また、2016 年度より、2 年次終了時においても進級要件を設定し、2 年次配当必修科目を 24 単位以上修得し、2 年次配当必修科目の G P A が 1.60 以上であり、かつ 1 年次配当必修科目 26 単位修得していなければ、3 年次配当科目の履修を認めないこととしている。

進級することができなかったときは、当該年次において修得した必修科目（2 年次においては 1 年次配当必修科目を除く）の単位のうち、成績評価が B 以下の授業科目の単位は、無効となる。

（根拠・参照資料）

- ・進級制度の実施に係る要綱

- ・進級判定の取扱いに関する内規

2-38 教育内容及び方法の改善を図るために、組織的な研究及び研修を継続的かつ効

果的に行う体制（FD体制）を整備し、かつ、実施しているかについては、法科大学院の開設後、直ちに、全学の「FD委員会」とは別に法科大学院独自の「FD委員会」（専任教員4名によって構成。1名以上の実務家教員を含む）を設置し、全学の「FD委員会」とも連携を図りつつ、公開授業の参観、授業評価アンケートの調査結果資料の作成などのFD活動を行っており、その成果を授業方法の改善等に役立てている。また、「FD委員会」によるFD活動とは別に、民事法系、刑事法系、公法系等の教員間で行われている教材作成や授業方法の進め方についての打ち合わせも教育内容と方法改善に役立っている。

公開授業は、年に2回（春学期と秋学期各1回）、公法系、民事系、刑事系、応用・基礎法学・学際分野の4分野からそれぞれ6～7名の科目担当者（担当者は毎回別の者とし、2年程度で一巡するようにしている）を選んで実施している。同じ分野の教員は原則として参加することとし、また、参加者は書面によって意見を述べることにしているが、各公開授業について2名から5、6名程度の参加実績となっている。公開授業に寄せられた意見及びそれに対する授業担当者のコメントは、授業評価アンケートとともに、「関西大学法科大学院FD活動報告書」として冊子体にまとめられ、教員に配布されるとともに、学生にもロー・ライブラリーにおいて公表されている。なお、公開授業か否かにかかわらず、教員の授業参観はいつでも自由である。

これらの個別の公開授業に加えて、2013年度からは、各学期に1度、原則として全教員参加の公開授業を行い、終了後は2度にわたって意見交換を行い、教育内容及び教育方法の改善策を全教員で共有することができるようになった。

「FD委員会」の活動は、上記公開授業の参観のほか、学生による授業評価アンケート、司法研修所の授業傍聴見学のための教員派遣等を行っている。

以上の取り組みに加えて、「教育推進委員会」が、教育改善に関する検討事項及び修了生ティーチング・アシスタントに対して行った授業方法及び教材に関するアンケートの結果を全教員に配付し、それに対する各パート別の検討を要請した。検討結果は、同委員会において集約のうえ、教授会で報告され、全教員間で共有された。加えて、同委員会は教員に対して、教材のあり方に関するアンケートを実施し、その結果を集約した。2013年度に全科目の教材・資料を集中的に検討させるため「教材検討委員会」を設置し、同委員会は、検討結果を教授会に報告して、標準的な教材仕様を「教材ガイドライン」として提示するとともに、改善が必要と考えられる科目については、個別に改善を要請した。また、修了生ティーチング・アシスタントからの意見を踏まえて、最初の授業においてガイダンス的

説明を行うことが決定された。

(根拠・参照資料)

- ・ 2016 年度春学期 F D 活動報告書
- ・ 2016 年度秋学期 F D 活動報告書
- ・ 教材ガイドライン

2-39 学生による授業評価を組織的に実施し、その結果を公表するとともに、教育の

改善につなげる仕組みを整備しているかについては、履修者 5 人以上の全科目を対象に（必修の法律基本科目については、履修者の数を問わない）、授業内容（2 項目）、教授方法（5 項目）、授業による成果（3 項目）、受講態度（4 項目）、課題・学習支援・設備等（2 項目）の計 16 項目についての 5 段階評価方式と、授業に関する意見、要望、感想などを自由記述する方式の学生による授業評価アンケートを年に 2 回（春学期と秋学期各 1 回）実施している。回収方法は、5 段階方式については、回収率を上げるため、授業中に記載して終了時に回収し、自由記述方式は、個人を特定できないように、提出後、事務室にて電子データに変換している。

(根拠・参照資料)

- ・ 2016 年度春学期 F D 活動報告書
- ・ 2016 年度秋学期 F D 活動報告書

2-40 F D 活動は、教育内容及び方法の改善に有効に機能しているか

については、学生アンケートの結果に対して、各教員が「今学期の授業で工夫・留意した事項／今年度の授業の分析等」を叙述したうえ、「今後の対応及び改善策等」をまとめた文書を提出することとされており、教育の改善につなげる体制を整えている。公開授業参観者の意見に対しても、担当教員は必ずコメントを提出することとされている。また、執行部と「F D 委員会」委員は、非常勤及び兼任教員との懇談会を各学期に開催し、意見を聴取し教育内容・方法の改善の一資料としている。

授業評価アンケートの結果及び授業参観の意見とコメントは、学生用ロー・ライブラリーに備え置き、学生の閲覧に供してきたが、2010 年度より冊子体で発行されるようになり、「F D 委員会」や「教育推進委員会」における教育方法の改善のための議論の資料としても活用されている。

また、アンケート項目の適切性を随時検討し、質問形式や文言の見直しを図り、より、回答しやすくかつ質問意図が適切に伝わるように改善に努めている。

2015年度からは、大阪大学法科大学院との連携の一環として、公開授業に両法科大学院の教員が相互に参加するなど、大阪大学法科大学院と共同したFD活動が取り組まれている。大阪大学法科大学院で取り組まれているモデル授業には、教員だけでなく本法科大学院の学生も参加しており、後日、モデル授業の参加学生と「FD委員会」との間に意見交換会が実施されている。意見交換会の結果は教授会でも共有されており、学生の中から見た教育上の改善点の提案を積極的にとりいれている。

(根拠・参照資料)

- ・ 関西大学大学院法務研究科（法科大学院）学則（別表）
- ・ 2016年度春学期FD活動報告書
- ・ 2016年度秋学期FD活動報告書

【点検・評価（長所と問題点） 2－（2）教育方法】

2－22 オフィス・アワーを設定するなど、教員による学習方法等の相談体制が整備さ

れ、学習支援が効果的に行われているかについては、クラス担任制が必ずしも効果的な学修相談・学習支援とはなっていなかったため、メンター制を導入して担任制を補完して、その実質化を図ろうとしている。午後6時からのオフィス・アワーを開設したことも、学生の利便性の向上に資するものといえる。成績不良者との面談については、その後に単位を取得して修了した例や成績がもちなおす例などがみられ、一応の効果がみられる。

1年次生の必修科目授業後のオフィス・アワーは、ほとんどの受講生が参加しており、授業でわからなかった問題について授業直後に質問できる機会を提供する、すぐれた試みとして評価できる。

2－23 アカデミック・アドバイザーやティーチング・アシスタント等による相談体制

が整備され、学習支援が適切に行われているかについては、2014年よりメンター制度が導入され、学生一人一人にアカデミック・アドバイザーが定期的に面談して学習状況について相談を行う体制がとられている。また、修了生ティーチング・アシスタントや司法試験合格者ティーチング・アシスタントによる学習相談や学習会なども活発に展開されている。修了生・司法試験合格者がティーチング・アシスタントを務める期間は限られているため、その他の期間は、本学や近隣国立大学の法学研究科博士後期課程に所属する学生がティーチング・アシスタントを務めている。

2－33 学修の成果に対する評価、単位認定及び課程修了の認定は、明示された基準及

び方法に基づいて客観的かつ厳格に行われているかについては、適正かつ厳格な成績評価が行われていることは、合格率や修了率の数字から明らかである。ただ、成績評価の分布比率に関する当初の合意が実態に合わなくなった結果、成績評価の運用が担当者に委ねられることとなり、結果として合格率や成績分布につき科目間でのバラツキが生じてきている問題があった。

先に述べたように 2016 年度から履修者 10 名以上の G P A 対象科目については、成績を完全に相対評価とすることとし、成績評価のバラツキには大きな改善がみられる。

2－38 教育内容及び方法の改善を図るために、組織的な研究及び研修を継続的かつ効果的に行う体制（F D 体制）を整備し、かつ、実施しているか及び**2－40 F D 活動は、教育内容及び方法の改善に有効に機能しているか**については、従来、教育内容・方法の改善が、もっぱら各教員の個人的実践に委ねられていたという問題を抱えていたが、現状の説明に記載したとおり、「教育推進委員会」と「F D 委員会」、さらには教材検討委員会における精力的な活動と、教授会での検討を通じて、教育の改善に関する組織的な取り組みが行われるようになった。

【将来への取り組み・まとめ 2－（2）教育方法】

2－22 オフィス・アワーを設定するなど、教員による学習方法等の相談体制が整備され、学習支援が効果的に行われているか及び**2－23 アカデミック・アドバイザーやティーチング・アシスタント等による相談体制が整備され、学習支援が適切に行われているか**については、オフィス・アワーについて学生の利便性を高め、クラス担任制と連動させたアカデミック・アドバイザーによる「メンター制」を導入して相談体制の充実を図る改革が行われたが、今後も、より効果的な学習支援体制を整えるために努力していく必要がある。ティーチング・アシスタントを配置するうえでの専門分野の充実については、予算の効果的な運用方法も含めて引き続き執行部で検討する。アカデミック・アドバイザーによる「特別演習」については、下位年次の学生のほとんどが利用しているが、上位年次になるほど参加者が減少しており、その原因と対策について、教員とアカデミック・アドバイザーとの意見交換会で話し合うとともに、「教育推進委員会」が検討を進めている。

2－33 学修の成果に対する評価、単位認定及び課程修了の認定は、明示された基準及び方法に基づいて客観的かつ厳格に行われているかについては、完全相対評価の導入により大きな改善がみられた。しかし、成績評価をどのように行うかはなお困難な問題であり、

今後さらに執行部及び「教育推進委員会」において検討を進めていく必要がある。

2-38 教育内容及び方法の改善を図るために、組織的な研究及び研修を継続的かつ効果的に行う体制（FD体制）を整備し、かつ、実施しているか及び**2-40 FD活動は、教育内容及び方法の改善に有効に機能しているか**については、教育内容・方法の改善について法科大学院全体で組織的に検討するため、「FD委員会」と「教育推進委員会」との連携をさらに強化する必要がある。

（３） 成果

【現状の説明 2-（３）成果】

2-41 法科大学院固有の教育目標及び将来法曹となる者として備えるべき基本的素養の水準に即した教育成果の達成状況を測定する仕組みが整備されているか。について、
（１）本法科大学院においては、まず自らの教育理念に基づく学位授与方針に従って、カリキュラムを策定しており、各科目の担当者は個々の科目の内容が本法科大学院の教育理念、将来法曹として備えるべき基本的素養の水準に即したものとなるべきとの認識を共有している。各科目の到達目標、内容、科目の位置付け、授業の方法はシラバスに具体的に明記されており、新年度に向けて毎年、執行部がシラバスの内容をチェックすることで、各科目の内容、水準が法科大学院としてふさわしいものとなっているかを審査する仕組みとなっている。なお、法律基本科目については、授業内容が「共通的な到達目標モデル（第2次案修正案）」と同等か、それ以上の水準となることを確保すべきであることにつき、教授会や「教育推進委員会」において確認している。これを受けて、2014年度より、「共通的な到達目標モデル（第2次案修正案）」と授業各回の対照表を学生に配布することになった。

（２）本法科大学院では、学生による授業評価アンケートを実施しており、そのアンケートにおいては、授業内容や方法についての調査とともに、「授業を通じて、法的な知識や思考力が高まったか」や「シラバスで示された到達目標に照らして、求められる知識や能力を修得できたか」、「授業内容に対する理解は深まったか」などの項目も調査されており、当該科目の教育効果の測定を行っている。

（根拠・参照資料）

- ・ 関西大学大学院法務研究科（法科大学院）学則
- ・ 2017年度法科大学院要覧
- ・ シラバスチェック資料

- ・コアカリキュラム対応表（憲法）
- ・2016 年度春学期 F D 活動報告書
- ・2016 年度秋学期 F D 活動報告書

教育効果の測定項目、測定指標、分析・評価基準の設定等及び実施体制の構成等が適切

に行われ、その測定方法は有効に機能しているかについては次のとおりである。2016 年度より、科目や担当者による成績評価の偏りをなくするため、成績評価基準を統一するとともに、相対成績評価を導入している。

シラバスには授業の到達目標を記載することになっており、この目標の達成度の測定・評価は、小テスト、レポート、定期試験を通じて、各授業担当教員が個々に行うことになっている。科目に複数担当者がいる場合は、科目担当者間で教育効果の評価や分析が行われたり、教授会の場合や全員参加型公開授業後の意見交換会などの席で意見交換がなされているが、教育効果の測定・評価方法について本法科大学院としての組織的な統一した取り決めを設定するには至っていない。

なお、2017 年度の授業評価アンケートにおいて、「授業を通じて、法的な知識や思考力が高まったか」の項目の平均値は、春学期科目 4.3、秋学期科目 4.4、「シラバスで示された到達目標に照らして、求められる知識や能力を修得できたか」の項目の平均値は、春学期科目 4.0、秋学期科目 4.1、「授業内容に対する理解は深まったか」の項目の平均値は、春学期科目 4.3、秋学期科目 4.3 であった。

（根拠・参考資料）

- ・進級制度の実施に係る要綱
- ・2017 年度関西大学法科大学院講義要項【シラバス】
- ・授業評価アンケートシステム

(https://jmss4.jm.kansai-u.ac.jp/enq/do/SENQT_100L_DISP_RSLT)

2－42 司法試験の合格状況並びに標準修業年限修了者数及び修了率等に関する情報

を適切に把握及び分析し、法科大学院の教育内容・方法の恒常的な改善を図るために活用しているかについて、本法科大学院は、毎年、司法試験の合格発表があつてから、当該年度の受験者数及び合格者数についてのデータをまとめ、教授会において報告している。また、合格者からの詳細なアンケートを実施し、法科大学院における教育のあり方を省察する手段としている。標準修業年限修了者数及び修了率についても、修了査定教授会において示されている。

また、近年の司法試験の合格状況（合格率）と全国平均（予備試験合格者は除く）につ

いては、次のとおりである。

2017 年 11.5% (全国平均 22.5%、全国平均の 1/2 11.25%)

2016 年 11.1% (全国平均 20.7%、全国平均の 1/2 10.35%)

2015 年 13.8% (全国平均 21.6%、全国平均の 1/2 10.80%)

2014 年 10.4% (全国平均 21.2%、全国平均の 1/2 10.60%)

(根拠・参考資料)

- ・司法試験データ資料（教授会配付）
- ・司法試験合格者アンケート

司法試験の合格状況等の把握・分析が法科大学院の教育理念・目的及び教育目標の達成

に結びついているかについては、司法試験の合格者数・合格率が低迷することは、本学の教育理念・目的を体現する法曹を十分世に送り出せていないことであり、教育目標が達成されているとは言い難い。2012 年度において、「教育推進委員会」が分析に基づき、授業内容や教材・レポート課題の在り方などについて改善策を提案するとともに、全教員参加型の公開授業の実施や、教材検討委員会による教材作成ガイドラインの策定・提案、及び既存の教材検討の実施など、理念・教育目標の達成に向けた努力を行っている。

また、2015 年度に理事長・学長のもとに設置された「法科大学院改革検証委員会」の検証・検討結果報告書（2016 年 9 月 12 日付）において、進級要件厳格化を導入した 2016 年度入学生（既修者コース）が修了後 3 年を迎える 2020 年までに、関西の 4 私立大学（本学、関西学院大学、同志社大学及び立命館大学）の同基準の平均合格率を上回ることを数値目標として検証を行うこととしている。なお、近年の状況は次のとおりであり、4 私立大学の平均合格率を指標とする数値基準・達成目標に近づいていることが確認できている。

修了後 3 年以内の合格率（%）

修了年度	修了後 3 年	本学	関西学院	同志社	立命館	4 大学
2014 年度生	2017 年	26.7	21.4	33.3	24.6	26.9
2013 年度生	2016 年	21.2	17.8	48.3	31.9	30.8
2012 年度生	2015 年	20.7	24.3	37.2	26.9	27.7
2011 年度生	2014 年	25.0	28.8	33.7	28.7	29.2

(根拠・参照資料)

- ・基礎データ表 3-1、同 3-2
- ・教材ガイドライン
- ・法科大学院改革検証委員会検証・検討結果報告書

【点検・評価（長所と問題点） 2－（3）成果】

2－41 法科大学院固有の教育目標及び将来法曹となる者として備えるべき基本的素養の水準に即した教育成果の達成状況を測定する仕組みが整備されているか。測定項目、測定指標、分析・評価基準の設定等及び実施体制の構成等が適切に行われ、その測定方法は有効に機能しているかについては、カリキュラムの内容や各科目の内容については、本法科大学院の教育目標、法曹となる者が備えるべき基本的素養の水準に即していると評価しうる。また、各科目の成績評価においては、成績評価基準を明らかにし、相対的成績評価によって科目ごとの成績評価の偏りは少なくなってきたとおり、一定の整備は進んだといえる。

もっとも、教育効果についての客観的な測定方法は確立しておらず、何によって教育効果を測定するのかを模索している段階である。客観的な教育効果の測定方法の一つとして、共通到達度確認試験試行試験に参加することにより「教育効果を測定する制度的仕組み」についても、一応の制度的手当はなされたといえる。ただし、試行試験に参加する学生数が少なく、教育成果の十分な検証にはいたっていない。

2－42 司法試験の合格状況並びに標準修業年限修了者数及び修了率等に関する情報を適切に把握及び分析し、法科大学院の教育内容・方法の恒常的な改善を図るために活用しているか。かつ、それが理念・目的及び教育目標の達成に結びついているかについては、これまで「教育推進委員会」による授業内容や教材・レポート課題に関する改善策や、「教材検討委員会」による教材の適切性や教材仕様の統一化に向けた検討など、改善に向けた取り組みがなされた。また、合格者アンケートや合格者からのヒアリングを教育のあり方の工夫と結びつける努力は教員の間では日常的になされている。

【将来への取り組み・まとめ 2－（3）成果】

2－41 法科大学院固有の教育目標及び将来法曹となる者として備えるべき基本的素養の水準に即した教育成果の達成状況を測定する仕組みが整備されているか。測定項目、測定指標、分析・評価基準の設定等及び実施体制の構成等が適切に行われ、その測定方法は有効に機能しているかについては、「FD委員会」と「教育推進委員会」との連携を強め、学生アンケートの質問項目の見直しや教育方法の改善への結びつきなどを含め、法科大学院全体の組織的な教育効果を測定する仕組みの構築について検討することが望まれる。

2－42 司法試験の合格状況並びに標準修業年限修了者数及び修了率等に関する情報

を適切に把握及び分析し、法科大学院の教育内容・方法の恒常的な改善を図るために活用

しているか。かつ、それが理念・目的及び教育目標の達成に結びついているかについては、

本法科大学院においても、司法試験の合格状況並びに標準修業年限修了者数及び修了率等について常にデータを把握・蓄積して、法科大学院教育の改善に向けて活かしてきたところである。これらの把握・分析を活かして、入学者の法的知識の修得と応用力の向上、そして司法試験合格率の向上にいかに関結するかが、今後の課題である。

この点でも、大阪大学法科大学院との連携を通じて、その先進的な取り組みに学んで教育内容に一層の改革が進められることが期待される。

3 教員・教員組織

【現状の説明】

3－1 専任教員数が、法令上の基準を遵守しているか。また、法令上必要とされる専任教員は、1 専攻に限り専任教員として取り扱われているかについては、本法科大学院において授業を担当することができる教員は、「関西大学大学院法務研究科（法科大学院）学則」第 20 条により、専門職大学院設置基準第 4 条及び第 5 条、告示第 53 号に規定する資格に該当する本学の教員（教授及び准教授）である。本学の教員は、専任教員と、所属組織、職務及び期間を限定して任用する教員（教授または准教授）である特別任用教員（以下、特任教員という）の 2 種類で構成される。本法科大学院に所属する特任教員は、専門職大学院設置基準に定める専任教員に算入できる教員である。

告示第 53 号第 1 条第 1 項により算出され、専攻ごとに置くものとされる専任教員の数は 20 名であるところ、2017 年 5 月 1 日現在、専任教員数は 21 名（研究者教員 12 名；実務家教員 7 名；みなし専任教員 2 名）であり、法令上の基準は遵守されている。

また、告示第 53 号第 1 条第 2 項に従い、すべての専任教員は、法務研究科 1 専攻に限り専任教員として取り扱われている。

（根拠・参照資料）

・基礎データ表 5、同 6

3－2 法令上必要とされる専任教員数の半数以上は原則として教授で構成されているかについては、現在の専任教員 21 名のうち 20 名が教授であり、基準を満たしている。

（根拠・参照資料）

・基礎データ表 5

3－3 専任教員は、専攻分野について、1 教育上又は研究上の業績を有する者、2 高度の技術・技能を有する者、もしくは、3 特に優れた知識及び経験を有する者のいずれかに該当し、かつ、その担当する分野に関し高度の指導能力を備えているかについては、専任教員は、「関西大学教育職員選考規程（就）」及び「法務研究科における任用及び昇任人事の審査手続に関する取扱要領」によって任用されており、基礎データ表 10－1 及び 10－2 が示すとおり、専攻分野について研究上の優れた業績をもつ研究者教員と、豊かな実務経験をもつ実務家教員を配置している。

（根拠・参照資料）

・基礎データ表 7、同 10－1、同 10－2

3-4 法令上必要とされる専任教員数のおおむね2割以上が5年以上の法曹等の実務の経験を有し、かつ高度の実務能力を有する教員を中心として構成されているかについて

では、告示第53号第2条第1項、第3項及び第4項により、専任教員のおおむね2割以上が、おおむね5年以上の法曹としての実務経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者でなければならないとされるところ、専任教員21名のうち9名が、5年以上の法曹としての実務の経験を有し、かつ高度の実務能力を有すると認められる実務家教員である。

(根拠・参照資料)

・基礎データ表5、同7、同10

3-5 法律基本科目の各科目について、専任教員が適切に配置されているか及び**3-6 法律基本科目、基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目について、専任教員が適切に配置されているか**については、次のようになっている。

まず、本法科大学院における法律基本科目について必要とされる専任教員数は、次のとおりである。

憲法1名;行政法1名;民法1名;商法1名;民事訴訟法1名;刑法1名;刑事訴訟法1名

これに対して、2017年5月1日現在の専任教員の配置は、憲法1名、行政法1名、民法4名、商法2名、民事訴訟法1名、刑法1名、刑事訴訟法2名であり、法律基本科目については、「憲法Ⅰ」、「行政法総論」、「刑法Ⅱ」、「民法Ⅵ」、「行政救済法」、「民法演習Ⅲ」を除き、80%の科目を専任教員が担当し、基礎法学・隣接科目については、配当科目の50%を専任教員が担当し、また、展開・先端科目については、労働法・倒産法・知的財産法・租税法・国際関係法(私法系)について各1名の専任教員を配置し、配当科目の54.3%を専任教員が担当しており、適切である。

(根拠・参照資料)

・基礎データ表2

3-7 法律実務基礎科目のうち、主要な科目に実務経験のある専任教員が配置されているかについては、法律実務基礎科目については、すべての科目について実務経験がある

教員が配置されている。特に主要な科目である「法曹倫理」「民事訴訟実務の基礎」「刑事訴訟実務の基礎」「刑事模擬裁判」「民事訴訟実務演習」については、専任教員3名(元裁判官2名、弁護士1名)、派遣検察官1名、派遣裁判官1名及び非常勤講師2名(元裁判官1名、弁護士1名)が担当している。

(根拠・参照資料)

- ・基礎データ表 5、同 7、同 10

3-8 専任教員の年齢構成が、教育研究水準の維持・向上及び教育研究活動の活性化

を図るうえで支障を来たすような、著しく偏ったものになっていないかについては、専任教員の年齢分布（2017 年 5 月 1 日現在）は次のとおりである。

31 歳から 40 歳	3 名	41 歳から 45 歳	1 名
46 歳から 50 歳	1 名	51 歳から 55 歳	2 名
56 歳から 60 歳	5 名	61 歳から 65 歳	5 名
66 歳から 70 歳	4 名		

なお、平均年齢は、56.9 歳である（2017 年 5 月 1 日現在）。

（根拠・参照資料）

- ・基礎データ表 8

3-9 専任教員の男女構成比率について、配慮を行っているか

については、専任教員 21 名のうち女性の教員は 3 名（14.3%）であり、男女構成比率については特に配慮を行っていない。

（根拠・参照資料）

- ・基礎データ表 7、同 10

3-10 専任教員の後継者の養成又は補充等について適切に配慮しているか

については、実務家教員については定年退職等の異動があるときには、その出身母体から適切な後継教員が選ばれる慣行がほぼ確立している。研究者教員については、他大学より適切な人材を招聘するよう努めている。

3-11 教員の募集、任免及び昇格について、適切な内容の基準、手続に関する規程が

定められ、適切に運用されているかについては、従来は、「関西大学教育職員選考規程（就）」のみに拠って任用等が行われていたが、審査委員会等の手続規定を欠いていたため、2011 年に「法務研究科における任用及び昇任人事の審査手続に関する取扱要領」を制定し、手続の整備及び明確化を行い、それ以降は新たな手続に基づいて実施されている。

（根拠・参照資料）

- ・法務研究科における任用及び昇任人事の審査手続に関する取扱要領

3-12 専任教員の教育活動、研究活動、組織内運営等への貢献及び社会への貢献に

ついて、適切に評価する仕組みが整備されているかについては、全学共通の制度として、教育業績及び研究業績に関しては、「関西大学学術情報システム」で公開している。このシステムが本学における教育・研究活動と社会との窓口としての役割をもち、それによる評価を社会的に受けることで、本学における教育・研究の質の維持・向上に寄与している。

法科大学院人事においては、教育・研究業績の他、社会貢献、組織内運営への貢献も考慮されている。

(根拠・参照資料)

・ 関西大学学術情報システム

(<http://gakujo.kansai-u.ac.jp/search/index.jsp>)

・ 法科大学院学内役職・委員一覧表

・ 人事関係（定年延長等）資料

【点検・評価（長所と問題点）】

3-10 専任教員の後継者の養成又は補充等について適切に配慮しているか

については、設立当初は、法科大学院を修了した司法試験合格者のうち優秀な者を助手（助教）として採用し、既存の法学研究科博士後期課程に入学させて後継教員の養成をはかる構想も非公式には存在したが、これまで実現できていない。

実務家教員の補充についてはその出身母体から適切な後継教員が選ばれる慣行がほぼ確立しているが、研究者教員の補充については、今後とも他大学との間で優秀な人材の確保を巡って競争が行われ、困難が予想される。

【将来への取り組み・まとめ】

3-10 専任教員の後継者の養成又は補充等について適切に配慮しているか

については、後継者養成は、本法科大学院を修了し、司法試験に合格した者の中から、既存の法学研究科博士後期課程に入学し、研究者を志望する者もわずかながら現れてきており、研究者養成について既存の法学研究科との連携をいかにして図るのか、「法学部との定例協議会」において、法学部執行部と共同で検討する時期がきている。

専任教員の補充については、中・長期的な教員配置のあり方を踏まえて、対策を講ずる必要がある。

4 学生の受け入れ

【現状の説明】

4-1 明確な学生の受け入れ方針を設定し、かつ、公表しているか及び4-2 学生

の受け入れ方針に基づき、入学者の適性を適確かつ客観的に評価するための選抜方法（出題の趣旨、配点や採点基準を含む）及び選抜手続を設定し、事前に広く社会に公表しているかについては、次のとおりである。

法科大学院制度の趣旨並びに本法科大学院の理念、目的及び教育目標をふまえて、本法科大学院は、次の3項目を学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）としている。

①学士課程教育を通じて教養と専門的学識を十分に修得し、法曹となるための基礎的能力（読解力、理解力、分析力、表現力）を有している。なお、国際化に対応できる法曹や専門知識を持った法曹を養成するため、外国語能力や専門資格、社会人としての経験も評価する。②法学既修者コースでは、①に加えて、法律基本科目についての基本的な知識・能力を有している。③法曹となるため主体的に学んでいく強い意欲を持っている。選抜方法及び選抜手続は、適性試験成績を含む事前の書類審査及び試験当日の筆記試験・面接試験を入試種別（法学未修者コース・法学既修者コース）ごとに適切に課して、入学者の適性を適確かつ客観的に評価できるように設定しており、また、筆記試験（法律科目試験及び長文読解・小論文）の出題趣旨、面接試験の質疑事項、配点及び採点基準を定めている。

以上については、学生募集要項はもちろん本法科大学院のホームページで事前に入学志願者をはじめ広く社会に公表されている。

（根拠・参照資料）

- ・ 関西大学法科大学院パンフレット 2018
- ・ 2018 年度関西大学法科大学院学生募集要項
- ・ 関西大学法科大学院ホームページ (<http://www.kansai-u.ac.jp/ls/index.html>)

4-3 入学者選抜に当たっては、学生の受け入れ方針、選抜基準に適った学生を適確

かつ客観的な評価によって受け入れているかについては、次のとおりである。

本研究科においては、入学試験をS日程、A日程、B日程、C日程の4回実施している。

○S日程は、卒業見込者特別入学試験と一般入学試験を実施している。卒業見込者特別入学試験では、本法科大学院への進学を強く希望する優秀な大学卒業見込者（飛び級も含む）を対象とする。法学未修者コースについては、書類審査（適性試験の成績、学業成績、語学能力・資格能力等）及び面接試験を行って選考している。法学既修者コースについては、書類審査（適性試験の成績、学業成績）に加え法律科目試験及び

面接試験を行って選考している。一般入学試験の法学未修者コースについては、書類審査（適性試験の成績、学業成績、語学能力・資格能力等）及び筆記試験により選考している。筆記試験では、社会一般に関する文献を題材にして、法曹となるための基礎的能力（読解力、理解力、分析力、表現力）や一般的な論理的思考力・理論的な文章を書く能力を評価する問題として長文読解・小論文を課し、法律知識を問う問題は課していない。また、法学既修者コースについては、書類審査（適性試験の成績、学業成績、語学能力、資格能力等）及び法律科目試験によって選考している。

○A日程は、一般入学試験と、早期卒業者特別入学試験及び実務経験者特別入学試験を実施している。一般入学試験においては、法学未修者コース、法学既修者コースともにS日程と同様に選考している。早期卒業者特別入学試験（法学既修者コースのみ）においては、大学の学部3年次生で、所属する大学の早期卒業制度の要件を満たし、かつ本学への進学を強く希望するものを対象にしている。なお飛び級での受験も認めている。実務経験者特別入学試験（法学未修者コースのみ）においては、書類審査で上記項目に加えて志望理由や実務経験も評価しており、また、筆記試験（長文読解・小論文）と面接試験を実施している。

○B日程は、一般入学試験のみを実施しており、法学未修者コース、法学既修者コースともにS日程と同様に選考している。

なお、未修者コース合格者を対象に、B日程において実施していた「法学既修者認定試験」については、2013年度の認証評価により「入学手続が未了の者に対して、各種のプログラムを提供したうえで、『法学既修者認定試験』を受験させる環境を整えるということは、公正・中立であるべき入学試験に対する信頼を損なう可能性」もあるとの指摘を受け、2015年度入学試験から、「法学既修者認定試験」を廃止した。

○C日程は、一般入学試験を実施しており、法学未修者コースについてのみ募集し、S日程と同様に選考している。

入学試験の採点方法は、次のとおりである。

書類審査（適性試験の成績、学業成績、語学能力・資格能力、志望理由、実務経験等）は、1通の書類を2名の試験委員で審査することによって、客観性・公平性を確保している。志願者が申告した評価項目は、各種資格や語学能力などを取得の難易度をもとにあらかじめ点数化された区分表に基づき、これを評価している。

面接試験は、2名の試験委員によって行っている。法学既修者コースにおいては学部での勉学状況等に関する質疑応答を通じて、コミュニケーション能力や理解力、表現力を、法学未修者コースにおいては設問に対する事案解決能力や論理的な思考力、表現力、理解

力を総合的に評価することとしている。

筆記試験について、長文読解・小論文試験では、社会一般に関する文献を題材にして、法曹となるための基礎的能力（読解力、理解力、分析力、表現力）や一般的な論理的思考力・理論的な文章を書く能力を問う。法律科目試験は、法学未修者コース1年次を履修したものとみなしうる学力の有無を判定する試験に相応しい難易度の問題を、各科目複数の専門教員の討議によって作成している。答案の採点は、あらかじめ採点者全員で討議して定めた採点基準に従って、1通を2名の試験委員で採点し、協議のうえ、相当な点数を決定することとし、客観性・公平性の確保の徹底を図っている。さらに科目間の不公平が生じないように、得点分布を調整することとしている。その際にも、採点者間で討議を行っている。

なお、本法科大学院の教育に支障が生じることがないように、下記4－6に記載のとおり、筆記試験については、基準点（得点が配点の20%）を設けている。この点は、学生募集要項において、あらかじめ志願者に告知している。

（根拠・参照資料）

- ・ 関西大学法科大学院パンフレット 2018
- ・ 2018 年度関西大学法科大学院学生募集要項
- ・ 関西大学法科大学院ホームページ (<http://www.kansai-u.ac.jp/ls/index.html>)

4－4 学生募集方法及び入学者選抜方法は、法科大学院の入学資格を有するすべての志願者に対して、入学者選抜を受ける公正な機会を等しく確保したものとなっているかについては、出願資格を満たす者を平等に扱い、機会の公正を厳正に確保している。

（根拠・参照資料）

- ・ 2018 年度関西大学法科大学院学生募集要項
- ・ 関西大学法科大学院ホームページ (<http://www.kansai-u.ac.jp/ls/index.html>)

4－5 入学者の適性の適確かつ客観的な評価を行い、著しく適性を欠いた学生の受け入れを行っていないかについては、2016 年度入試から、適性試験の成績が本学の設定する入学最低基準点に抵触する場合は不合格になる旨を学生募集要項に明記している。

（根拠・参照資料）

- ・ 2018 年度関西大学法科大学院学生募集要項

4－6 法学既修者の認定は、適切な認定基準及び認定方法に基づき公正に行われている

るか。また、その認定基準は、適切な方法で事前に公表されているかについては、法学既修者コースの入学試験は、憲法、民法、商法、刑法の筆記試験（早期卒業者特別入学試験については、商法を除く）を課しており、これは1年次配当の法律基本科目群の必修科目に該当するものであるが、各科目とも問題はすべて論述式であり、法的な文書作成能力を評価している。合格者は、筆記試験科目の合計点と書類審査との総合判定により決定している。また、それぞれの試験科目について配点の20%の得点を基準点として設定し、得点が基準点未満となる科目が1科目でもある場合には、合計得点に関係なく原則として不合格としている。

「関西大学大学院法務研究科（法科大学院）学則」第11条（法学既修者の入学時における単位認定）は、「入学試験時に行う法律科目試験に合格し、本研究科において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認められた者は、その成績に応じて、第1年次配当の必修科目を、本研究科に入学した後の本研究科における授業科目の履修により修得したものとみなす」旨を定めている。上記の法律科目試験に合格したものは1年次に配当されている法律基本科目のうち必修科目24単位もしくは20単位を履修したものとみなす扱いであり、在学期間が1年間短縮されることになる。かかるみなし修得単位数は、「関西大学大学院法務研究科（法科大学院）学則」第13条（単位認定の上限）において、入学前の既修得単位等の認定及び他の大学院における修得単位の認定と合わせて37単位を上限とすることが定められており、法令基準を満たしている。

（根拠・参照資料）

- ・2018年度関西大学法科大学院学生募集要項
- ・関西大学大学院法務研究科（法科大学院）学則（第11条、第13条）

4-7 複数の入学者選抜方法を採用している場合、各々の選抜方法の位置づけ及び関係は適切であるかについては、S日程は、主として学部卒業見込者を対象としていることから、法曹へのモチベーションを早期に高めさせることを意図して8月上旬に選抜試験を実施している。A日程は、社会人や学部3年次生の早期卒業見込者等も含めたあらゆる階層を対象として9月上旬に選抜試験を実施している。B日程は、1月中旬～下旬に選抜試験を行うことにより、A日程以降に学力向上を果たした受験生に対し広く門戸を開いている。C日程は法学未修者コースのみを対象として、3月に選抜試験を実施している。

法学未修者コースについては、本法科大学院の1年次の教育を受けるに相応しい思考力を問う試験を行い、法学既修者コースについては、本法科大学院の2年次の教育を受けるに相応しい法的知識と法学的素養を問う試験を行うことにより、各コースの趣旨に即した

試験を実施している。本法科大学院では、両コースの併願を認めているが、審査はコースごとに行っており、一方の結果を他方の結果の審査の際に考慮するようなことは一切行っていない。従って、各コースの選抜方法の位置づけと関係については適切に配慮されている。

(根拠・参照資料)

・2018 年度関西大学法科大学院学生募集要項

4-8 自校推薦や団体推薦等による優先枠を設けるなどの形で、公平性を欠く入学者

選抜が行われていないかについては、自校推薦や団体推薦等による推薦枠を設けるなどの公平性を欠くような入学者選抜は一切行っていない。面接試験の実施においては、思想、生活信条、支持政党、加入団体、宗教及び性別等に関する質問を禁止している。

(根拠・参照資料)

・2018 年度関西大学法科大学院学生募集要項

4-9 入学者選抜における競争性の確保に配慮し、質の高い入学者の確保に努めてい

るかについては、入学試験の平均競争倍率(受験者数/合格者数)が、2015 年度は 2.04 倍、2016 年度は 2.02 倍、2017 年度は 2.02 倍であり、2 倍を維持し、入学者の質の確保に努めている。

(根拠・参照資料) 基礎データ表 13

4-10 多様な知識又は経験を有する者を入学させるよう適切に配慮しているか及び

4-11 入学者のうち法学以外の課程を履修した者又は実務等の経験を有する者の占め

る割合が 3 割以上となるよう努めているか。また、その割合が 2 割に満たない場合は、当該法科大学院における入学者の選抜の実施状況を公表しているかについては、法学未修者を対象に、「実務経験者特別入学試験」を導入している。さらに、一般入学試験においては、特別評価項目として、学業成績、語学能力、資格能力等を掲げて、これらを一定程度評価し、法学以外の課程を履修した者または多様な知識または経験を有する者が入学しやすいように工夫している。その結果、2017 年度では、6 名の社会人が入学している。

認証評価において、「社会人」の定義について指摘を受けたため、2017 年度入学試験からは、下記を社会人の定義として、入学者選抜を実施することを決定した。

文部科学省の法科大学院公的支援見直し・強化の基礎額算定基準の指標における「社会人」の定義に基づいて「法科大学院の出願資格を有し、入学時点において大学卒業後 1 年

以上経過し、その間社会人経験〔官公庁・会社などにおける勤務経験（パート・アルバイト等も含む）、自営業者としての経験、その他の社会活動（ボランティアや家事専従など）〕を有する者。」と定めている。

なお、入学選抜の実施状況については、法学以外の課程履修者または実務等経験者の割合を含めて、本法科大学院ホームページにおいて公表している。

（根拠・参照資料）

- ・ 基礎データ表 14
- ・ 関西大学法科大学院ホームページ (<http://www.kansai-u.ac.jp/lis/index.html>)

4-12 障がいのある者が入学試験を受験するための仕組みや体制等が整備されているか

については、学生募集要項において、身体の機能に障がいのある人は、その障がいの程度に応じ、受験時や入学後の学習環境において、可能な限り配慮措置を講じており、出願に先立って大学院入試グループと相談するように明記している。設備面では、本学が従来から身体障がい者等に対する配慮を重視してきたことから、例えば車椅子を利用する場合でも、受験の際のスペースの確保、建物間の移動を容易にするための施設改修を行い配慮している。

4-13 法科大学院の教育にふさわしい環境を継続的に確保するために、入学定員に対する入学者数及び学生収容定員に対する在籍学生数は適切に管理されているか

については、過去3カ年度の入学者数及び2017年5月1日現在の在籍学生数は次のとおりである。

入学者数

入学定員	2015年度	2016年度	2017年度
40名	31名	28名	26名

在籍者数（2017年5月1日現在）

学 年	区 分	人 数	合 計
1 年	未修者	11名 (含残留者4名)	11名
2 年	未修者	4名	25名
	既修者	21名 (含残留者3名)	

3 年	未修者	3 名	23 名
	既修者	20 名 (含残留者 9 名)	
全学年合計			59 名

(根拠・参照資料)

・基礎データ表 13、同 15

4-14 学生収容定員に対する在籍学生数に大幅な超過や不足が生じないための仕組み、体制等が講じられているか。また、大幅な超過や不足が生じた場合、その是正に向けた措置が適切に講じられているかについては、競争倍率の低下を受けて、2014 年度入学試験から、入学定員を 100 名から 40 名に削減した。一方で、学生募集活動を強化するため、法学部との連携を強化し、また、進学説明会の充実を図るなど入学生の確保に努めている。

4-15 入学者選抜を責任ある実施体制の下で、適切かつ公正に実施しているかについては、入学者選抜試験に関する業務を行う委員会は設けていないが、入試主任及び大学院入試グループが実施体制案を作成し、執行部会での検証を踏まえて教授会に諮り承認を得て、各教員と事務組織の協力体制の下で適切に実施されている。

【点検・評価（長所と問題点）】

4-12 障がいのある者が入学試験を受験するための仕組みや体制等が整備されているかについては、本学入学試験を受験して合格した身体障がい者が在籍しているが、試験のみならず授業や施設の利用に関して適宜対応するために、日頃から本人の要望をヒアリングしており、適正な配慮が実現されている。

また、大学全体の組織として設置された「学生相談・支援センター」との連携を図っていることについても身体障がい者への適正な配慮の実現への一助となっていると思われる。

4-14 学生収容定員に対する在籍学生数に大幅な超過や不足が生じないための仕組み、体制等が講じられているか。また、大幅な超過や不足が生じた場合、その是正に向けた措置が適切に講じられているかについては、結果として、入学者数は 4 年連続で入学定員を割り込んでおり、本法科大学院はもとより、本学全体の問題として深刻に捉えている。

【将来への取り組み・まとめ】

4-12 障がいのある者が入学試験を受験するための仕組みや体制等が整備されているか

については、大学全体の組織として設置された「学生相談・支援センター」との連携を充実・発展させ、身体障がい者への適正な配慮の更なる伸張を行っていく必要がある。

4-14 学生収容定員に対する在籍学生数に大幅な超過や不足が生じないための仕組み、体制等が講じられているか。また、大幅な超過や不足が生じた場合、その是正に向けた措置が適切に講じられているか

については、「法科大学院再生会議」の議論を踏まえて、2014年から学則定員を見直し、現行の100名から40名に削減することを教授会で決定したが、なお、2013年度の認証評価において、「入学定員に対する入学予定者数及び学生収容定員に対する在籍学生数が経年的に大幅な不足の状態にあり、学生数の減少に伴う学習環境等の変化もまた予想されることから、教育の質をどのように維持・向上させていくかという取り組みをも含め、今後も継続的な検討が望まれる」との指摘を受けた。この点に関しては、2014年4月以降、法務研究科「教育推進委員会」にて継続して鋭意検討中である。

加えて、2015年度に理事長・学長のもとに設置された「法科大学院改革検証委員会」において、法学部との連携について改善策が検討され、2016年9月に作成された報告書「法科大学院改革検証委員会における検証・検討結果について」の内容に基づき、法学部の「法曹プログラム」の充実等が図られている。

2016年10月以降は、「法曹プログラム」の充実を含む法科大学院改革策のさらなる推進を目的として、理事長、学長、常務理事、副学長、法務研究科長、法学部長によって構成する「今後の法科大学院改革の取り組みに関する懇談会」が設置され、定期的に取り組み状況の検討、協議が行われている。その一環として、法科大学院志願者獲得の中期的な取り組みとして本学法人の3つの併設校生徒を対象とする法教育（法科大学院紹介）プログラムを実施することが決定されている。

（根拠・参照資料）

- ・法科大学院改革検証委員会における検証・検討結果について
- ・法科大学院公的支援見直し強化加算プログラム（概要図）

5 学生支援

【現状の説明】

5-1 学生の心身の健康を保持し増進するための適切な相談その他の支援体制を整

備し、効果的に支援を行っているかについては、学生の心身の健康の保持のために、大学の保健管理センターにおいて、健康診断並びに診療をするほか、心身の健康についての相談を受け付けている。また、精神の健康維持・増進を図ることを目的として、保健管理センターに心理相談室が設置されており、カウンセリング等の心理療法が可能な体制も整えられている。その他、学生が心身の健康面について相談したい場合、本法科大学院のクラス担任や執行部の教員をはじめ教職員、アカデミック・アドバイザーのメンターのいずれにも相談できる。また、学生相談・支援センター及び学生相談室の利用も可能である。

教職員における学生の状況把握及び適切な対応をとるため、毎回教授会において心身の健康に問題があると思われる学生について情報の共有が行われている。

加えて、全学組織のキャリアセンターを通じて、法科大学院生を対象とする専門相談員を配置している。また、2017年度から全在学生を対象として個別面談を実施しており、学生の心身の健康に関する情報について、必要に応じて教職員と情報を共有できる体制としている。

(根拠・参照資料)

・添付資料 54-1、54-2、54-3、54-4

5-2 各種ハラスメントに関する規程及び相談体制を整備し、かつ、それらを学生に

周知しているかについては、ハラスメントに関する全学的な相談体制として、教職員の相談員約 20 名と学外の専門家 2 名からなる相談窓口を設けており、電子メールと電話のいずれの方法によっても相談が可能な体制を整えている。また、学生センターに設けられているハラスメント相談室並びに学生相談室の利用も可能である。大学全体として各種ハラスメントに対応すべく、2009 年度に「関西大学ハラスメント防止に関する規程」を、2010 年度に「関西大学ハラスメント防止ガイドライン」を制定し、各種ハラスメントを防止するための措置及びハラスメントが生じた場合に適切に対応するための措置について必要な事項を定めている。学生には、掲示やリーフレット及び大学のホームページを通じて相談窓口・方法とともにハラスメント防止の重要性を周知しており、本法科大学院では、毎年、新入生に対するオリエンテーションの機会にこれらの事項に関する説明会を開催している。

(根拠・参照資料)

・関西大学ホームページ (<http://www.kansai-u.ac.jp/>)

- ・添付資料 55－ 1、55－ 2、55－ 3

5－3 奨学金などの経済的支援についての相談その他の支援体制が整備されている

かについては、給付奨学金として、「関西大学法科大学院給付奨学金」は、授業料及び教育充実費の全額または半額相当額を給付するものであり、2017 年度入学者の実績は、全額相当額 23 名、半額相当額 1 名であった。また、「関西大学大学院法務研究科（法科大学院）学習奨励金」は、在学する学生（在学年数が学則に規定する修業年限を超えていない者）で、関西大学法科大学院給付奨学金の対象にならなかった者全員（原級留置の者を除く）に対し、学費の実質負担額を国立大学の授業料と同額にすることを目的に、その差額を「学習奨励金」として給付するものであり、2017 年度の入学者の実績は 1 名であった。なお、「公益財団法人小野奨学会・法科大学院給付奨学金」があり、学内での選考により推薦され、月額 6 万円を給付し、2017 年度は 2 名に給付された。

各種奨学金の 2015 年度から 2017 年度までの実績は、以下のとおりである。

法科大学院に係る奨学生実績推移

奨学金種別

（実績額単位：千円）

学内学 外 制 度 区 分	給付・貸 与 区 分	奨学金名称	2015 年度		2016 年度		2017 年度	
			人数	実績額	人数	実績額	人数	実績額
学内	貸与	関西大学奨学金（応急）	—	—	—	—	—	—
	貸与	関西大学短期貸付金	0	0	0	0	1	30
	給付	関西大学法科大学院給付奨学金	32	39,315	35	39,612.5	36	43,545
	給付	関西大学法科大学院学習奨励金	31	15,149	22	11,482	6	2,908
学外	貸与	日本学生支援機構第一種奨学金	26	—	23	—	17	—
	貸与	日本学生支援機構第二種奨学金	11	—	5	—	6	—
	給付	関西大学校友会	—	—	—	—	—	—

		法科大学院給付奨学金						
	給付	小野奨学会	2	1,440	2	1,440	2	1,440
	給付	瑞恵基金	2	400	2	400	2	400
	給付・貸与	千賀法曹育英会	1	給付 360 貸与 840	1	給付 360 貸与 840	1	給付 360 貸与 840

(注) 日本学生支援機構奨学金については、貸与単価が複数あり、途中変更もあるため、人数だけの推移に留めた。

また、実績については、6月30日現在のものである。

(根拠・参照資料)

- ・基礎データ表 17
- ・添付資料 56-1、56-2、56-3、56-4

5-4 障がいのある者を受け入れるための支援体制が整備されているかについては、身体の機能に障がいがある者には、受験時や入学後の学習に際して特別な措置をとる用意を整えており、学生募集要項及び大学のホームページにもその旨を記載して受験生に周知している。

大学全体の取り組みとしては、身体障がい者の修学を支援しており、「施設・設備」の項目の中で記しているように、そのための設備もすでに整えられ、本法科大学院が使用する建物もすべてバリアフリーになっている。また、「学生相談・支援センター」が、障がいのある学生に対し、他の学生と同等の条件で修学できるように正課授業や試験を中心に支援を行っている。同センターには、専属のコーディネーターを配置し、学生支援スタッフによる受講支援を中心に障がいの種別や程度に応じた支援を行っている。日常支援の方法として、学期開始前等の学生の意見聴取の際に、就学関係以外の事項についても懇談を行っており、必要があれば、父母等との懇談についても随時行うこととしている。緊急時の対応として、学生センターの窓口で相談があれば、随時対応を行っている。就職支援についても、担当者を配置し、採用情報の収集並びに個別対応を行っている。

(根拠・参考資料)

- ・2018年度関西大学法科大学院学生募集要項
- ・関西大学ホームページ (<http://www.kansai-u.ac.jp/>)

5-5 休学者及び退学者の状況及び理由の把握及び分析に努め、適切な指導等がなさ

れているかについては、クラス担任制を導入し、学生の学習・生活上の不安等に対応し、助言や情報の提供を行い、成績不良者については、個別に面談し指導している。そのための基礎資料として、教授会において全学生の成績状況の資料を全教員に配付している。

休学または退学の相談には執行部教員または学事局専門職大学院事務グループが分担して対応し、その理由を書面により提出させ、教授会において、その理由を説明のうえ審議している。

なお、休学希望者で、将来復学し就学を希望する者については、休学期間中においても自習室等の利用を認め、復学に備えた学習の準備を支援している。

さらに、休学者に対しては、休学期間が終了するまでの間に、書面により復学の意味確認を行い、必要に応じて面談を実施している。

(根拠・参照資料)

・基礎データ表 16

5-6 学生の進路選択に関わる相談その他支援体制及び修了生の進路等を把握する

体制が適切に整備されているかについては、本法科大学院は「就職支援委員会」を設置し、就職先の情報収集及び修了生に対する就職情報の提供などの支援活動として、短答式試験合格者に対して裁判所見学会及び現職裁判官との意見交換会などを行うほか、企業との交流会、企業インターンシップ等を実施している。また、全学共通の組織であるキャリアセンターの協力の下、オムロンパーソネル株式会社と提携して、在学生及び修了生を対象としたキャリア支援・就職支援を行っている。これに伴い、キャリア総合ガイダンスをはじめとする各種行事が実施され、また、もっぱら法科大学院在学生（修了生）を対象とした相談員が専用の相談室を構えて相談に応じる体制も整備され、2017 年度から、全在学生を対象とする個別面談も実施している。

加えて、主に本学出身の法曹を会員とする「関大法曹会」との連携により、司法試験合格者が司法研修所での修習を受ける前に、その準備として弁護士事務所で短期間の研修を受けられるようにしている。本法科大学院では、就職支援における連携強化を図るために、2010 年に同法曹会との間で覚書を締結した。司法修習修了者の就職先についても、「関大法曹会」との共催で行われる司法試験合格者に対する合同祝賀会は、同法曹会の会員と司法試験合格者との交流の場として活用され、進路・就職相談のための側面的な支援になっている。

このように、本法科大学院で培った高度な専門知識を活用できる就業を目指したキャリ

ア相談や職業紹介等の手厚いサポートが行われている。

これら以外にも、修了生の進路や受験の動向に関して包括的・網羅的に把握するために、全ての修了生に対して教員からメール等で個別に連絡を取り、その動向に関して集計をとっている。これによって、懸案となっている最終的に司法試験に合格しなかった者や受験しなかった者も含めた全修了生の進路を把握するための情報収集への取り組みも進むことが見込まれる。

(根拠・参考資料)

- ・ 関西大学大学院法務研究科就職支援委員会内規
- ・ 添付資料 58

【点検・評価（長所と問題点）】

5－1 学生の心身の健康を保持し増進するための適切な相談その他の支援体制を整備し、効果的に支援を行っているかについては、保健管理センターや心理相談室等の専門家による相談・診療体制に加え、クラス担任制による相談体制も整備されている。これに加え、2013年度からアカデミック・アドバイザーによるメンター制度を導入しており、これにより、司法試験合格に向けた主体的・計画的な学習に対するきめ細かい指導が可能となる点が特徴的であるが、メンターは学生からの学生生活全般についての相談にも応じており、必要に応じて相談を通じて得られた学生の状況を専任教員と共有している。

問題を抱える学生は自ら相談に来る学生ばかりではなく、むしろ進んで相談に来ることができない学生への配慮を考えると、今後も、より相談しやすい体制の構築を検討していく必要がある。その対策の一環として、専門相談員による全学生を対象とする個別面談を実施しており、一定の成果は見られるが、面談を申し込まない学生が多い現状が見受けられる。

なお、全学的な取り組みとして、学生生活や修学に関する相談を受けて支援を行う横断的な組織として「学生相談・支援センター」が設置されており、該当する学生については、同センターとの連携により支援体制の充実を図ることができる。

5－3 奨学金などの経済的支援についての相談その他の支援体制が整備されているかについては、経済的負担を軽減するために、2014年度以降の入学生については、従来からの入学試験成績優秀者に対する給付奨学金に加え、給付奨学金の非対象者全員（標準修了年限を超過した者及び原級留置の者を除く）に対して、本法科大学院の授業料と国立大学の授業料との差額相当分を給付する「学習奨励金」を導入しており、学生への経済的支

援は幅広く手厚く行われていると思われる。

5-6 学生の進路選択に関わる相談その他の支援体制及び修了生の進路等を把握する

体制が適切に整備されているかについては、「就職支援委員会」やキャリアコンサルティングに関する専門相談員による、学生及び修了生への就職支援体制が整備されており、法曹としての就職のみならず、法曹以外の進路に関する支援にも一定の成果が現れている。司法試験合格者の就職難や法務博士取得者の職域拡大の観点から、今後も多様な進路に関して相談体制を拡充していく必要がある。

専任教員による修了生の動向把握については、情報の集約に努めてはいるものの、必ずしも十分とは言えない。

【将来への取り組み・まとめ】

5-1 学生の心身の健康を保持し増進するための適切な相談その他の支援体制を整

備し、効果的に支援を行っているかに関しては、今後も、学生がより相談しやすい制度の構築を常に心懸け、積極的に取り組んでいく。そのための方策として、教員による更なる学生の状況把握と学生・教員間のより深い信頼関係の構築のために、クラス担任制度の強化などが検討されている。また、全学的な取り組みとして、学生生活や修学に関する相談を受けて支援を行う横断的な組織として「学生相談・支援センター」が設置されており、該当する学生については、同センターとの連携により支援体制の充実を図ることができる。

専門相談員による個別面談については面談希望者の増加を図るため、実施時期、周知方法を見直すことを検討する。

5-3 奨学金などの経済的支援についての相談その他の支援体制が整備されている

かに関連して、現状において学生への経済的支援は手厚く行われているが、景気回復の見通しも定かでない経済状況を考慮すると、今後も経済的支援を拡充していく方向で取り組みを継続していく必要がある。

5-6 学生の進路選択に関わる相談その他の支援体制及び修了生の進路等を把握する

体制が適切に整備されているかに関連して、今後も多様な進路に関して相談体制を拡充していくため、「就職支援委員会」だけではなく、外部組織を含め、より充実した支援体制を構築する。また、法科大学院の本分として、司法試験に臨む修了生が司法試験合格に向け、主体的・計画的に勉学に取り組めるようにするため、修了生の意見も取り入れながら、

より充実した支援体制の構築と改善に真摯に取り組む。また、在学中から教員と学生との結びつきを強め、修了後も出来る限り緊密に連絡がとれるようにすることや、メンターによる支援を継続していく。

6 教育研究等環境

【現状の説明】

6-1 講義室、演習室その他の施設及び設備が、各法科大学院の規模及び教育形態に

応じて、適切に整備されているかについては、関西大学において、法科大学院の講義・演習等を行い、学生が自学・自習を行い、教員が研究を行うための施設・設備としては、以文館（法科大学院棟 4,299 m²）、尚文館（大学院棟 11,900 m²）等がある。さらにその他の施設として法廷教室（法学部と共用）がある。

講義室、演習室等については、法科大学院の専用施設である以文館に講義室 4 室、演習室 6 室を設置している。ここには講義をビデオ撮影し、コンピュータに保存して、学生が活用できる設備を備えた教室がある。以文館にはさらに、学生の自習室及びロー・ライブラリーを設置している。

法学部と共用の法廷教室（119 m²）は、35 名収容で裁判員裁判に対応できるシステムが導入されている。

これらの講義室・演習室等を有効に利用し、法科大学院の講義等を行っている。

また、リーガル・クリニックの授業では、弁護士法人あしのは法律事務所の協力を得て、市民からの法律相談等の実習を行っている。

（根拠・参照資料）

- ・ 基礎データ表 19
- ・ 関西大学法科大学院パンフレット 2018

6-2 学生が自主的に学習できるスペースが十分に設けられ、かつ、利用時間が十分

に確保されているかについては、学生の自習スペースは、以文館及び尚文館に自習室 212 席を設置し、現在すべての在学生が 24 時間利用可能な自習スペースを確保している。また、以文館にはロー・ライブラリー及び学生談話室が設けられ、学生同士で議論を行う場が確保されている。

さらに、2012 年度から、司法試験受験資格を有する修了生に対して、自習室利用を認めることとした。

自習室の設備としては、個人用学習キャレル及び個人ロッカーを貸与し、キャレルには情報コンセント、書棚、蛍光灯が付設されている。

（根拠・参照資料）

- ・ 基礎データ表 19

6－3 障がいのある者のための施設・設備が整備されているかについて、身体障がい者のための施設・設備の整備としては、以文館・尚文館等はバリアフリー化が進んでおり、身体障がい者用エレベーターやスロープが設置され、固定式の机・椅子を備えた教室には車椅子用の机が設置されている。また、身体障がい者用トイレも各階に設置されており、駐車スペースも確保している。

6－4 学生の学習及び教員の教育研究活動に必要な情報インフラストラクチャーが整備されているかについては、以文館では、情報コンセントを設置した講義室・演習室、自習室、ロー・ライブラリーにおいて、学生が持参するパソコンをLANに接続することができる。教室には前面にプロジェクタースクリーンを設置するなど、電子機器の利用による講義をすることもでき、各座席にノートパソコンを備え付けた教室もある。

尚文館では、自習室及びパソコン教室1、2にネットワークに接続したパソコン及びプリンター等が設置されている。

学生は、これらのパソコンを利用して、資料・情報の収集、インフォメーションシステムによる事務連絡や授業に関する連絡の確認、教員への質問、レポート作成・提出などができる。

以文館及び尚文館に設置されたパソコンからは、ファイルサーバアクセスによる法科大学院専用ドライブの使用が可能であり、利用者ごとに最大1GB利用することができるうえ、法科大学院生と教員によるデータの共有も可能である。また、VPN接続により学外からアクセス可能なファイルサーバについて利用者ごとに最大1GBを利用することができる。

法科大学院のネットワークの管理については、業者委託により行われている。

法律関係情報コンテンツに関しては、TKCロー・ライブラリー、LLI統合型法律情報システムの利用が可能であり、学生ごとに配付されたIDとパスワードにより学内のみならず学外からも判例検索、法律関係雑誌の記事などの法律情報へのアクセスをすることができる。また、以文館に設置されたパソコンからは、ロー・ライブラリーに配架されている図書の検索が可能である。

全学共同利用施設としてのインフォメーションテクノロジーセンター（ITセンター）は、月曜日から金曜日の間、端末機室が21時20分まで開室しており、土曜日についても17時50分まで利用可能となっている。これにより、夜間や土曜日の学生へのサービス提供が可能であり、技術指導や相談等や利用技術の向上のための講習会等も実施している。

6－5 教育研究活動に資する人的な支援体制が整備されているか

については、法科大学院棟内に授業支援ステーションを設けて事務サポートを行っているほか、ティーチング・アシスタントが常駐するスペースも設けられている。2017年度は、修了生のなかから採用されたティーチング・アシスタントが7名（このうち、修習開始後もティーチング・アシスタントの職務を継続した者が6名）、法学研究科所属の大学院生から採用されたティーチング・アシスタントが1名であった。ティーチング・アシスタントには、法科大学院の修了生から採用される者と法学研究科に在籍する学生から採用される者があり、教員の教育について、教材作成の補助、小テストの採点補助などに従事している。

（根拠・参照資料）

・ティーチング・アシスタント勤務表

6－6 図書館（図書室）には、法科大学院の学生の学習及び教員の教育研究活動に必

要かつ十分な図書・電子媒体を含む各種資料が計画的かつ体系的に整備されているかについては、法科大学院の教員及び学生は、総合図書館、法学部資料室及びロー・ライブラリーのそれぞれに所蔵する図書を利用することができる。

総合図書館では、関西大学における「学術情報の中枢機能を担い、大学が教育及び研究を促進するのに必要な資料を収集、整理、保存及び提供」することを目的としており、全学的に利用することから、多岐にわたる分野の約210万冊の図書を所蔵している。総合図書館の基本的な図書の収書については、図書委員の意見を参考に各分野における必要図書を選定している。法科大学院からも図書委員が選出され、図書館における図書の収集に携わっている。総合図書館の目録情報は、国立情報学研究所が展開する様々なサービスにも迅速に対応できるようNACSIS-CAT仕様でデータベース化され、学内はもとよりインターネットを通じて学外からも検索が可能である。また、学内関係諸機関所蔵雑誌の書誌・所蔵目録情報も検索できるようになっている。また、同図書館は、メディアの多様化に対応しうる図書館をめざすために、デジタル化、ネットワーク化により発展成長してきた電子ジャーナルの導入及び文献・情報データベースの有効利用を行っている。

法学部資料室においては、特に雑誌の収集に力を入れており、判例集や法学関係の雑誌（新書及びバックナンバー）を取り揃えることで研究に供している。また、CD-ROMやDVDの利用も可能である。

ロー・ライブラリーについては、法科大学院学生用の開架式図書室であり、法曹養成に必要な判例集、基本法律図書、一般法律雑誌のほか分野別法律雑誌、各学会の機関誌等を備えている。配架される図書は、毎月、法律系図書の新刊の中から、各法分野を専門とす

る 12 名の選定担当教員による選定が行われ、各意見がロー・ライブラリー図書選定委員のもとに集約されて購入が決定される。また、専任教員による定期的な選定とは別に、学生からの配架の要望に対しても、ロー・ライブラリー図書購入希望届用紙をロー・ライブラリー内カウンターに常備しており、購入希望があれば、該当分野の選定担当教員の意見を得た上で、学生からの要望に柔軟に対応している。具体的には、図書委員に定期的に新刊図書の選定を依頼し、必要な図書を購入し、学生の利用に供している。

法科大学院における学習に必要な基本法律書、判例集、法律雑誌等はすべて、基本的にロー・ライブラリーに配架するよう選定が行われている。なお、閲覧・自習スペースを維持しつつ、配架書棚の増設や、既に、旧版図書や電子媒体により閲覧可能な雑誌のうち古い年度のものを整理することにより配架スペースの確保を行っている。

(根拠・参照資料)

- ・基礎データ表 20
- ・添付資料 60－1、60－2、60－3
- ・関西大学法科大学院パンフレット 2018
- ・関西大学法科大学院ホームページ (<http://www.kansai-u.ac.jp/lis/index.html>)

6－7 図書館（図書室）の利用規程や開館時間は、法科大学院の学生の学習及び教員の教育研究活動に配慮されたものとなっているかについて、総合図書館は、学部の授業期間中の開館時間は 9 時から 22 時、休業期間中においては 10 時から 20 時である。また、年間の開館日数についても 2017 年度は 310 日にのぼる。加えて、法学部資料室についても、授業期間中の 9 時から 17 時まで利用することができる。このように自学自習の環境は整えられている。

さらに、ロー・ライブラリーにおいては、年間を通じて 8 時 30 分から 23 時までの利用が可能である。

(根拠・参照資料) 添付資料 60－2

6－8 国内外の法科大学院、研究機関等との図書等の学術情報、資料の相互利用のための条件整備を行っているかについては、関西大学の図書館と他大学の図書館との相互利用に関して、大学図書館間の円滑な相互協力と緊密な連携を図ることを目的として、「国公立大学図書館間相互貸借に関する協定」を締結し、利用者のニーズを満たしている。本学はこの運営、組織役員派遣など主要な役割を果たしている。

6－9 専任教員の授業担当時間は、教育の準備及び研究に配慮した適正な範囲となっ

ているかについては、本学における専任教員の責任授業時間数は、教授が 8.0 授業時間、准教授が 6.0 授業時間（特任教員は 4 単位）とされている。2017 年度における専任教員の平均授業担当時間は、教授が 6.7 授業時間、准教授が 4.0 授業時間となっている（1 授業時間は 45 分）。最も時間数が多い専任教員は 9.0 授業時間、最も少ない専任教員は 4.0 授業時間を担当している。

なお、担当授業時間のうち、大学院における担当授業時間は、規定により 1 時間を 1 時間 30 分として取り扱うこととなっている。

（根拠・参照資料）

・基礎データ表 7

6－10 各専任教員に十分なスペースの個別研究室が用意されているか

については、専任教員の個人研究室には、以文館、児島惟謙館及び総合研究室棟に研究用 LAN が配備された研究室 30 室（19.8～27.0 m²）を設置し、専任教員 1 人あたり 1 室が供与されている。さらに、研究用ロー・ライブラリー（184 m²）、共同研究室（64 m²）、教材開発室（35 m²）等を以文館内に設置している。これらの施設は、教材開発室を除いてすべて 24 時間利用可能である。

（根拠・参照資料）

・基礎データ表 21

6－11 研究専念期間制度（サバティカル・リーヴ）等、教員の研究活動に必要な機会

が保障されているかについては、「関西大学学術研究員規程」及び「関西大学研修員規程」並びに「研修員研修費支給内規」に従って、研究専念期間等が保障されている。本法科大学院教員にもこれらの規程等が適用される。

（根拠・参照資料）

- ・関西大学学術研究員規程
- ・関西大学研修員規程
- ・研修員研修費支給内規

6－12 専任教員に対する個人研究費が適切に配分されているか

については、専任教員に対しては平等に年額 510,000 円、特任教員に対しては平等に年額 250,000 円の個人研究費が配分されている。その取扱いは「関西大学個人研究費取扱規程」に従うものとされて

いる。

(根拠・参照資料)

・基礎データ表 12

【点検・評価（長所と問題点）】

6－6 図書館（図書室）には、法科大学院の学生の学習及び教員の教育研究活動に必要な図書・電子媒体を含む各種資料が計画的かつ体系的に整備されているかについては、現状のところ十分に整備できていると思われる。他方で、毎月の蔵書の増加に伴い、書架数や自習・閲覧スペースの確保との関係でロー・ライブラリーのキャパシティの問題が浮上してきており、これに対して今後継続的に対処していく必要がある。

6－9 専任教員の授業担当時間は、教育の準備及び研究に配慮した適正な範囲となっているかについては、専任教員全体の平均授業担当時間は、教育の準備及び研究に配慮した適正な範囲内に収まっていると評価されると評価できる。

6－11 研究専念期間制度（サバティカル・リーヴ）等、教員の研究活動に必要な機会が保障されているかについては、大学の定めたルールの下に実施されているが、法科大学院内では代替教員の手当が困難な場合もあり、法学部教員による支援を受けることもある。

【将来への取り組み・まとめ】

6－6 図書館（図書室）には、法科大学院の学生の学習及び教員の教育研究活動に必要な図書・電子媒体を含む各種資料が計画的かつ体系的に整備されているかについては、ロー・ライブラリーの書架のキャパシティの問題が残っている。今後も学生の意見を取り入れながら、必要に応じて電子媒体への置き換え等により、ロー・ライブラリーの充実に取り組んでいく方針である。

6－9 専任教員の授業担当時間は、教育の準備及び研究に配慮した適正な範囲となっているか及び**6－11 研究専念期間制度（サバティカル・リーヴ）等、教員の研究活動に必要な機会が保障されているか**については法学部の教員構成や兼任教員の手配とも関係することから、法学部との調整を密にする必要があり、「法学部との定例協議会」において引き続き協議していく必要がある。

7 管理運営

【現状の説明】

7-1 管理運営を行う固有の組織体制を整備しているかについて、法科大学院に教授会を置くことは、「関西大学大学院法務研究科（法科大学院）学則」第21条に定められ、その権限及び運営について必要な事項は、「関西大学大学院法務研究科（法科大学院）教授会規程」において定められている。法務研究科長の選挙については、「法務研究科長選挙規程」に定められている。

（根拠・参照資料）

- ・ 関西大学大学院法務研究科（法科大学院）学則
- ・ 関西大学大学院法務研究科（法科大学院）教授会規程
- ・ 法務研究科長選挙規程

7-2 管理運営について、関連法令に基づく適切な規程を制定し、それを適切に運用しているかについて、本法科大学院は、独立研究科として大学院組織の中に位置づけられ、また、独自の教授会を有する等、管理運営上の独自性の確保が可能な組織とされている。教学及び任用等の人事に関する教授会の決定は、慣習上、大学理事会において尊重されており、現在までに、この決定が理事会等において覆されるような事態は生じていない。

なお、以下では、説明を補足するために、法務研究科の組織構成を概観する。

法務研究科長：法務研究科長は、教授会によって選出される。研究科長は、教授会において議長となり、議事を運営するとともに、決定事項の執行、その他法科大学院の運営に必要な事項の執行に責任を負う。

教授会：法科大学院の運営に関する最高意思決定機関として、教授会を置く。専任の教授、准教授、専任講師、助教及び特別契約教授並びに特別任用教員（教授、准教授、専任講師、助教）をもって構成し、研究科長の選出、副研究科長の承認、専任教員の任用及び昇任その他人事に関する事項、特別任用教員の任用、「関西大学大学院法務研究科（法科大学院）学則」、教育課程、入学試験に関する事項、学生の試験、学籍及び修了に関する事項等、法科大学院の管理運営上重要な事項をその議決事項としている。構成員の過半数の出席をもって成立し、その議決は、原則として出席者の過半数の同意をもって行う。ただし、特別契約教授と特別任用教員は、研究科長の選出や教員の任用、及び「関西大学大学院法務研究科（法科大学院）学則」に関する事項など、人事・組織に係る事項についての議決権を有しない。

副研究科長：副研究科長は、研究科長の指名にもとづき、教授会の承認を得て任命され、

研究科長を補佐する。

執行部：研究科長は、副研究科長に加え、教務やFDを管掌する教学主任（2名）、学籍・教育事項につき管掌する学生相談主事、学生の募集や入試の実施につき管掌する入試主任を指名して、これら6名をもって執行部を構成する。日常的な管理運営上の業務は、教授会の委任を得て、執行部が担当する。なお、執行部は教授会規程等で明文上定められたものではなく、慣習上設置される機関である。

7-3 法科大学院固有の管理運営を行う専任教員組織の長の任免等に関して適切な

基準を設け、かつ、適切に運用されているかについて、法務研究科長は、「法務研究科長選挙規程」に基づいて、選挙権の平等・秘密投票の原則のもと、選挙によって選出されている。法務研究科長の罷免については、解釈上、「関西大学大学院法務研究科（法科大学院）教授会規程」第6条第5号の「その他人事に関する事項」として教授会の審議、議決により決する。

（根拠・参照資料）

- ・法務研究科長選挙規程
- ・関西大学大学院法務研究科（法科大学院）教授会規程

7-4 法科大学院と関係する学部・研究科等が設置されている場合、それらとの連携

や役割分担は適切に行われているかについて、関西大学では、法学部及び大学院法学研究科が法科大学院と関連する。

法学部は、法学政治学科の1学科で構成されており、法律学及び政治学の基礎的教育を担う教育研究機関である。

大学院法学研究科は、前期・後期課程とも法学・政治学専攻に統合されており、前期課程には法政研究、企業法務、公共政策及び国際協働の4コースが設置されている。前期課程の法政研究コースは、より深い学識を得ようとする者、研究者を志望する者などを対象とするもので、いわゆる研究者養成コースに相当し、原則として後期課程への進学を予定する。企業法務コース及び公共政策コースは、いわゆる高度専門職業人の養成を目的とする専修コースである。前者は司法書士や弁理士、税理士、社会保険労務士などの資格取得を目指す者、企業の法務担当者を志望する者などを対象とし、後者は国家ないし地方公務員、国際機関の職員などを目指す者のほか、マスコミ志望者なども対象とする。国際協働コースは、特別プログラム（独立行政法人国際協力機構（JICA）や国の支援を受けて来日する留学生のためのプログラム）により入学した留学生に対する英語によるコースである。

以上のように、法科大学院と法学部・大学院法学研究科との間には、その目指すところや役割に明確な違いがあるが、そのような違いを踏まえた上で、法学部・大学院法学研究科との連携としては、法科大学院の専任教員が法学部及び大学院法学研究科の講義等の一部を担当し、法学部の教員が法科大学院の講義の一部を担当している。特に、法学部における法曹を志す法科大学院進学予定者等を対象にした「法曹プログラム」では、法科大学院の実務家教員が少人数の学生による演習科目を複数担当して、学生の進路選択におけるモチベーションの強化を図っている。また、法科大学院学生に対しては、法学部や大学院法学研究科の科目を追加履修することが認められており（「関西大学大学院法務研究科（法科大学院）学則」第14条）、大学院法学研究科の学生が、指導教員の許可を得て法科大学院の科目を追加履修することも制度上可能である（「関西大学大学院学則」第18条）。

なお、法学部・大学院法学研究科と法科大学院の間では、定期的に双方の執行部構成員が協議する機会が設けられている（「法学部との定例協議会」）。

（根拠・参照資料）

- ・基礎データ表7
- ・関西大学大学院法務研究科（法科大学院）学則
- ・大学院学則

7-5 法科大学院の教育研究活動の環境整備のために十分な財政基盤及び資金の確保に努めているか

について、大学全体の基準に従って法科大学院に対する予算の配分が行われている。予算配分に含まれていない事業を実施する必要が生じた場合は、学長を通じて法人に要望し、法人と折衝のうえ必要な予算を確保するよう努めている。

また、「法科大学院公的支援見直し・強化加算プログラム」には当初より積極的に応募し、2018年度には2件申請したプログラムとも「優れた取り組み」の評価を得て、15%の加算を受けた。

（根拠・参照資料）

- ・学校法人関西大学計算資料
- ・添付資料68

7-6 法科大学院の管理運営及び教育研究活動の支援を行うため、その設置形態及び規模等に応じた適切な事務組織の整備及び職員配置が行われているか

について、法科大学院の管理運営及び教育研究活動の支援を行うための事務組織として、学事局専門職大学院事務グループを設置している。同グループは、専門職大学院の事務に特化した組織であり、

法科大学院のほか会計専門職大学院及び臨床心理専門職大学院の業務を分掌していることから、担当を決めて業務を進めている。具体的には、法科大学院を担当する事務職員として、グループ長1名、グループ長補佐1名、専任事務職員3名、派遣職員5名、定時事務職員3名を配置している。

業務としては、教員及び学生に関する全般的な事務として、教授会その他諸会議に関する業務、授業時間割編成、授業実施に係る支援、定期試験の実施、成績管理、学籍管理、FD、特別演習等課外活動の支援、学生募集、総合戦略・広報、就職支援業務、自習室及びロー・ライブラリーを含む学舎管理など法科大学院の運営に必要な業務について、学内各部署と協力しながら業務を執り行っている。

なお、事務スペースは2か所に分けて設置しており、主たる事務スペース（尚文館事務室）にグループ長1名、グループ長補佐1名、専任事務職員3名、派遣職員2名を配置している。もう一方の事務スペース（以文館ステーション）は尚文館事務室のサテライト的な位置づけで設置しており、派遣職員3名、定時事務職員3名を配置して、日常的な授業準備、教材印刷・配布、教室・自習室・ロー・ライブラリーの管理、学生応対、各種掲示の業務にあたっている。

これらにより、法科大学院の状況を把握する責任体制を確立している。

7-7 法科大学院の諸活動において、事務組織と教学組織との間で有機的な連携が図

られているかについては、法科大学院の事務組織は、7-6で記載した体制・事務分掌に基づき、教学組織と有機的に連携して管理運営及び教育研究活動の支援にあたっている。

例えば、教授会、執行部（研究科長、副研究科長、教学主任2名、学生相談主事、入試主任）のほか「教育推進委員会」や「自己点検・評価委員会」等の各種委員会の運営にあたっては、事務組織と教学組織が十分に連携して事前準備を行うとともに、事務職員が当該会議に常時出席しており、緊密な連携を図っている。

7-8 法科大学院の中・長期的充実を支えるために、事務組織としての企画立案機能

は適切に発揮されているかについては、本学では学園として掲げる長期ビジョン、長期行動計画のもとに、各部局で4年スパンの「中期行動計画」を策定することとしており、2017年度における法科大学院の内容としては「在学生及び修了生への就職支援」、「未修者教育の充実」及び、「文科省による法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム対応」の強化等を目指している。これらの計画の推進にあたって、教員組織はもとより、事務組織の企画・立案機能も活かしつつ、種々のデータ収集や学生・修了生へのアンケート実施・集

計等をはじめとする取り組みを進めている。

7-9 管理運営及び教育研究活動の支援を十全に遂行するために、職員に求められる

能力の継続的な啓発や向上に努めているかについて、本学では、全学的な事務職員に対する研修として①全職員共通基礎研修：「総合研修」「階層別研修」、②自己啓発促進・支援研修：「大学職員意識啓発研修」「特定業務能力向上研修」「共通能力向上研修」等の多様な研修が行われており、事務職員に求められる能力の継続的な啓発・向上に取り組んでいる。

加えて、人事考課制度、目標管理制度や職場内研修（いわゆるOJT）等を通じて、職場内においても事務組織の機能強化のための取り組みを進めている。

【点検・評価（長所と問題点）】

7-4 法科大学院と関係する学部・研究科等が設置されている場合、それらとの連携や

役割分担は適切に行われているかについては、法学部における上記「法曹プログラム」において、法曹の社会的役割や使命を自覚し進路選択のモチベーションを強化できるようにすることを目的として、法科大学院の実務家教員による演習形式の少人数教育を行うことにし、基礎演習、発展演習民法、トピック演習を必須科目、事例講義憲法・民法・刑法を選択科目とするなどして、20名ないし25名の定員で募集しているが、応募者数と履修許可者数は、2015年度入学生が34名と24名、2016年度入学生が43名と27名、2017年度入学生が67名と51名（2クラス）へとそれぞれ増加している。また、履修者の2017年度春学期末時点の成績（GPA）の平均も2015年度入学生、2016年度入学生、2017年度入学生のいずれも各同年度入学生全体のそれより、0.6ポイント以上上回っており、早期卒業説明会への参加者も2015年度入学生、2016年度入学生、2017年度入学生のいずれも15名程度に及んでいる。

なお、2017年度における「法曹プログラム」修了者からの早期卒業制度を利用した本法科大学院志願者は3名であり、本法科大学院に進学した者は1名であった。

法曹を志す法学部生に対し、上記目的に沿う一定の教育の機会を提供できていることは長所といえるが、応募者数の増加に伴う履修許可者数の増加にいかに対応するか、履修者のモチベーションを3年次以降も維持させ、同様の目的の下で継続的にいかに学習させるかが問題となる。

【将来への取り組み・まとめ】

7-4 法科大学院と関係する学部・研究科等が設置されている場合、それらとの連携や

役割分担は適切に行われているかについては、法学部における「法曹プログラム」における上記の問題点等に対処するため、これまでのプログラムを拡充することとし、具体的には、2年次履修の事例講義憲法・民法・刑法のクラス数増、3年次履修の展開講義の新設等を進めており、将来的により拡充充実させる方向で取り組んでいる。

今後は、「法曹プログラム」修了者を法科大学院進学へと確実に接続するため、「法曹プログラム」の学生への継続的な働きかけが必要となる。また、早期卒業制度を利用した法科大学院進学の利用も積極的に促していく必要がある。さらに、早期卒業者が法科大学院の教育に対応できるような学部教育の充実もはかる必要がある。

8 点検・評価、情報公開

【現状の説明】

8-1 自己点検・評価のための独自の組織体制を整備し、教育研究活動に関する評価

項目に基づいた自己点検・評価を実施しているかについて、本法科大学院は、その活動状況に関する自己点検及び評価を行うために、「関西大学大学院法務研究科自己点検・評価委員会規程（以下、「委員会規程」という）」を定め、この規程に基づき「関西大学大学院法務研究科自己点検・評価委員会（以下、「自己点検・評価委員会」という）」を設置している。

「自己点検・評価委員会」は、副研究科長、法科大学院専任教員から選出された委員3名、法務研究科教授会によって承認された専門職大学院事務グループ所属事務職員1名によって組織されている。（「委員会規程」第4条）

「自己点検・評価委員会」は、①自己点検・評価及び外部評価に関する活動方針の策定、企画立案、評価項目の設定、実施及びその結果の公表、②第三者評価への対応及びその結果の公表、③自己点検・評価、外部評価及び第三者評価の結果に基づく法務研究科長及び学長への改善方策及び改善計画案の提言、④改善の達成度の検証結果に基づく法務研究科長及び学長への改善勧告、及び⑤その他自己点検・評価、外部評価及び第三者評価に関して審議する。（「委員会規程」第3条）

自己点検・評価のための評価項目は、基本的に公益財団法人大学基準協会による法科大学院認証評価と整合性をとるため、同協会の定める「法科大学院基準」に拠っている。

評価方法については、「自己点検・評価委員会」を開催し、各委員の役割分担を定め、作成スケジュールを決定し、各担当委員が原案を作成する。その原案を「自己点検・評価委員会」において点検・調整のうえ、自己点検・評価報告書案として法務研究科長に提出する。法務研究科長は執行部に役割分担を定めて、報告書案に記載された問題点の把握と検討を指示する。その後、この検討を受けて執行部と「自己点検・評価委員会」は、合同会議を開催し、報告書を完成させる。報告書は、教授会に報告される。自己点検・評価に関わる種々のデータについては、全学的な自己点検・評価活動として毎年作成される「データブック」及び専門職大学院事務グループにおいて収集される情報を活用している。

なお、これまで本学では全学的な自己点検・評価報告書を隔年で作成しており、本法科大学院においても同様に、2005年3月、2007年3月、2009年3月、2012年3月、2015年3月に作成・発行している。

また、2008年度より、関西大学全体として、「中期行動計画」に基づく独自の点検・評価活動を行っており、本法科大学院も毎年、計画の達成状況を点検し評価する活動を行って

いる。

さらに、「今後の法科大学院改革の取り組みに関する懇談会」（構成員は、理事長、学長、教学担当の常務理事、教育担当の副学長、法学部長、法務研究科長）が設置され、2016 年 10 月以降、法科大学院及び法学部・法学研究科とのさらなる組織的連携強化の推進、法科大学院が全国レベルの評価獲得を目指して策定する諸施策の推進について検討・協議を重ねている。

（根拠・参照資料）

・ 関西大学大学院法務研究科自己点検・評価委員会規程

8－2 自己点検・評価、認証評価の結果を教育研究活動等の改善・向上に結び付ける

ための仕組みを整備しているか。また、それらをどのように教育研究活動等の改善・向上に結び付けているかについて、8－1 に記載のとおり、「自己点検・評価委員会」は、自己点検・評価及び第三者評価の結果にもとづく改善方策及び改善計画案を法務研究科長及び学長に提言することを任務としている。この提言を受けて、研究科長は執行部で協議のうえ、内容に応じて、「FD委員会」「教育推進委員会」で改善策等を検討させ、それを教授会で審議・決定している。特に重要な事項については、全学的な「中期行動計画」にも反映させている。

また、副研究科長が「自己点検・評価委員会」の委員となり、自己点検・評価における問題点を執行部が詳細かつ正確に把握できるように配慮している。一方で、自己点検・評価の客観性を確保するために、執行部以外の委員が委員長に就任することになっている。このように、自己点検・評価による改善・向上の機動性と客観性を踏まえた取り組みになるように留意している。

「今後の法科大学院改革の取り組みに関する懇談会」においては、主に法科大学院と法学部との連携の強化策について協議されており、法学部における「法曹プログラム」の充実策や法科大学院教員による法学部の授業の担当範囲の拡大などが議論されている。

8－3 認証評価機関等からの指摘事項に適切に対応しているか

について、本法務研究科は、2008 年度の大学基準協会による法科大学院認証評価では、不適合との評価結果を受け、その際の勧告 4 項目と問題点（助言）17 項目の指摘に対応するため、種々改善策を講じてきたところであり（前回自己点検・評価報告書参照）、これらに対しては、2013 年度認証評価において、幸いにも一定の評価を得ることができた。

ただし、同時に、積み残し課題として、社会人の定義の明確化が図られていないなどの

点に一層の改善が望まれる旨の指摘を受けたため、引き続きその改善を検討し、一定の結果を得ることができたものとする。

そこで、ここでは、その余の勧告・問題点（助言）についての対応と合わせ、今次の本法科大学院としての対応について述べることにする。

○ 勧告

1) 教育課程・方法・成果等に関し、「各科目のシラバスにおける出欠を含めた平常点の取扱いに関する記述内容には、相当程度の差異がみられており、そのなかには貴法科大学院共通のガイドラインと異なるものも散見され、学生に誤解を生じさせる可能性が否定できない状況にある。また、貴法科大学院が1つの組織として成績評価の厳格性を確保していくという観点からするならば、出欠の取扱いを含む平常点の採点が授業科目の担当教員にいわば丸投げの状態となっている現状は、およそ適切であるとはいいがたい。従って、今後は、各科目のシラバスにおける出欠を含めた平常点の取扱いに関する記述を共通のガイドラインに則したものに統一したうえで、各科目の平常点の採点の適切性・妥当性を組織的に検証する方法・手続等を構築し、かつ、その結果を認証評価等の際に客観的かつ明確に示すことができるよう対応することが求められる（評価の視点 2-33、2-34）。」と勧告されたことについて。

対応としては、2014 年 1 月 22 日（水）に開催された法務研究科教授会において、以下 2 項目について審議・了承された。

・シラバス記載事項について 全科目共通事項として、「定期試験（又はレポート試験）と平常点との評価割合（例えば、定期試験＝70%、平常点＝30%）を示したうえ、欠席の取扱いについて、『欠席を減点要素とし、5 回以上欠席した場合は、単位を認めない。』とする」こととし、2014 年度シラバスから適用を開始している。

・平常点の採点基準について 全科目共通事項として、シラバスに明示するか、授業開始時に明示することとし、また、各科目の平常点の採点の適切性・妥当性を組織的に検証する方法・手続等の構築については、法務研究科「教育推進委員会」に諮ることが確認され、継続して検討中である。

法務研究科「教育推進委員会」において、全教員を対象に「平常点評価方法アンケート」を実施したが、授業の形式・内容等の違いから、レポート、ミニテスト、作成書面、授業での質疑応答等、評価の対象や方法が様々であることが判明したことから、なお、各科目の平常点の採点の適切性・妥当性を組織的に検証する方法・手続等の構築については成案を得られていない。

以上を受けて、大学基準協会から検討結果として、次のとおり回答があった。

概評：

法務研究科教授会において、全科目共通事項として、①定期試験又はレポート試験と平常点との評価割合を示すこと、②欠席を減点要素とし、5回以上欠席した場合は、単位を認めないこと、③平常点の採点基準について、シラバス又は授業開始時に明示することが了承され、各教員の平常点の評価方法に関するアンケートに基づき、法務研究科教育推進委員会が採点基準を検討する体制がとられるとともに、シラバスにおいて、筆記試験による評価になじみにくい科目を除けば、ほとんどの科目について、定期試験と平常点との成績評価割合を7対3とする旨が明示されており、改善が認められる。しかし、平常点の成績評価方法については、明示していない科目も少なくないので、さらなる改善の努力が望まれる。

次回認証評価申請時に報告を求める事項：

平常点の成績評価に関するシラバスへの明示について報告を求める。

2) 教員組織に関し、『会社法』を担当する専任教員（研究者）に関しては、会社法分野に関する最近5年間の研究業績が存在しておらず、当該分野に関する高度の指導能力を有する者とは認められないことから、可及的速やかな対応が求められる（評価の視点3-4）。と勧告されたことについて。

対応としては、当該教員が2014年4月1日付で法学部へ移籍し、法科大学院授業科目「会社法」の授業科目担当者から外れたことから、勧告された事態は解消した。

以上を受けて、大学基準協会から検討結果として、次のとおり回答があった。

概評：

「会社法」を担当する専任教員（研究者）に関して、当該分野に関する高度の指導能力を有する者とは認められないとの指摘に対し、当該教員は、2014（平成26）年度の法科大学院授業科目「会社法」の授業科目担当者から外れており、この点についての指摘事項は対応がなされたと認められる。

次回認証評価申請時に報告を求める事項：

なし

○ 問題点（助言）

1) 教育課程・方法・成果等に関し、「修了要件単位数に占める法律基本科目の単位数の割合については、選択必修科目を法律基本科目群から最低限の4単位のみ履修する場合には、60%（60単位）であるが、仮にも選択枠を最大限利用し、10単位履修したならば、

66%（66 単位）となり、同割合が 65%を超過する。このような措置は、学生の自由な選択の結果であったとしても、法律基本科目群に傾斜した教育課程となっているという評価を免れないことから、改善が望まれる（評価の視点 2-3）。」と助言されたことについて。

対応としては、関西大学大学院法務研究科（法科大学院）学則改正（2018 年 4 月 1 日施行）により、修了要件の一部を改め、選択必修科目を複数の科目群から 6 単位修得することにしたため、法律基本科目群のみを選択して 10 単位取得し修了要件をみたすことができなくなる。

以上を受けて、大学基準協会から検討結果として、次のとおり回答があった。

概評：

学生の履修単位数の現状は理解できるものの、選択必修科目を法律基本科目群から 10 単位履修すると、法律基本科目の割合が 65%を超過する可能性があるという制度上の問題を指摘したのであり、実際にそのような事態が生じているかどうかの問題ではない。従って、この点については改善が望まれる。

2) 同じく教育課程・方法・成果等に関し、「法学未修者に対する『プレゼミ』及び模擬授業、並びに法学既修者に対する模擬演習ゼミについては、実施時期及び回数からして、授業の前倒しの可能性が指摘されることから、法学の入門程度の内容に留めるなどの配慮が望まれる（評価の視点 2-22）。」と助言されたことについて。

対応としては、2014 年度春学期に、法務研究科執行部会にて入学前指導体制の在り方について見直しを図り、改善した。

以上を受けて、大学基準協会から検討結果として、次のとおり回答があった。

概評：

入学前指導について、法務研究科執行部会において入学前指導体制の在り方について見直しを図り、法学の入門講座として、受講態度の基礎的涵養や法的な考え方への一般的導入にその目的を置くことに改めたということであり、改善の努力は認められる。しかし、その実施時期、回数、時間などからは必ずしも縮小したようには見られない。なお一層の改善が求められる。

3) 同じく教育課程・方法・成果等に関し、「2008（平成 20）年度の認証評価結果の指摘を受けて、シラバスにおいて、成績評価に関する評価要素のウェイト付けを可能な限り詳細に示すよう改善されたとされ、『平成 24 年度（2012）法科大学院講義要項』を確認すると、確かに法律基本科目に関しては、全体的に定期試験を 70%、平常点を 30%とするこ

とが明示されていることが認められるが、他の科目群の科目や旧カリキュラムの科目に関しては、成績評価の基準がいまだ明確とは言えない部分もみられることから、より一層の明確化が望まれる（評価の視点 2-33）。」と助言されたことについて。

対応としては、2013 年度シラバスから、旧カリキュラムの科目も含め、全ての授業科目において、評価割合を明示することとした。

以上を受けて、大学基準協会から検討結果として、次のとおり回答があった。

概評：

平成 25 年度シラバスから、旧カリキュラムの科目も含め、全ての授業科目において、評価割合を明示している。

4) 学生の受け入れに関し、「S 日程又は A 日程の『法学未修者コース』の試験に合格しながら『法学既修者コース』の試験には合格していない者については、入学前指導により、S 日程又は A 日程の入学試験の受験時には不足していた法学の学識を補完させたうえで、B 日程における『法学既修者試験』（『法学既修者コース』の入学試験とは異なる位置づけの法学既修者としての認定試験である。）を受験することが可能とされているが、入学手続が未了の「法学未修者コース」に合格した者に対して、各種のプログラムを提供したうえで、『法学既修者試験』を受験させる環境を整えるということは、公正・中立であるべき入学試験に対する信頼を損なう可能性も指摘されることから、改善が必要である（評価の視点 4-9）。」と助言されたことについて。

対応方法としては、2015 年度入学試験から、「法学既修者認定試験」を廃止することとした。

以上を受けて、大学基準協会から検討結果として、次のとおり回答があった。

概評：

2015（平成 27）年度入学試験から「法学既修者認定試験」を廃止しており、指摘された問題は解消したと認められる。

5) 同じく学生の受け入れに関し、「社会人の定義が、『大学の学部を最初に卒業した後、大学における主として昼間に授業が行われる教育課程で学んだ期間を除き、入学時において満 2 年以上を経過している者』とする点については、2008 年度の認証評価において、広範に過ぎるきらいがあり、再検討が望まれると指摘したところであるが、依然として改善されていないことから、引き続き検討することが望まれる（評価の視点 4-12）。」と助言されたことについて。

対応としては、2014 年 4 月 23 日開催の教授会にて、社会人の定義につき、「法科大学院の出願資格を有し、入学時点において官公庁・会社などにおける勤務経験（パート・アルバイト等も含む）、自営業者としての経験、その他の社会活動（家事専従も含む）など、通算して 2 年以上これに携わった経験を有する者とする。」との文言への修正が審議・了承された。

さらに、4-11（入学者のうち法学部以外の過程を履修した者又は実務等の経験を有する者の割合が 3 割以上になるよう努めているか・・・）の項で記載したとおり、2017 年度入学試験からは、社会人の定義を、「法科大学院の出願資格を有し、入学時点において大学卒業後 1 年以上経過し、その間社会人経験[官公庁・会社などにおける勤務経験（パート・アルバイト等も含む）、自営業者としての経験、その他の社会活動（ボランティアや家事専従など）]を有する者。」として、文科省が加算プログラムで規定した定義に合わせている。

以上を受けて、大学基準協会から検討結果として、次のとおり回答があった。

概評：

2008（平成 20）年度の法科大学院認証評価において、社会人の定義が広範に過ぎるきらいがあり、再検討が望まれると指摘したにもかかわらず、依然として改善されていない旨を指摘した。2016（平成 28）年 1 月 27 日開催の教授会において、「社会人」の定義に関する文言が修正され、社会経験の要件が具体的に例示されるようになり、改善が認められる。

6） 同じく学生の受け入れに関し、「入学定員に対する入学予定者数及び学生収容定員に対する在籍学生数が経年的に大幅な不足の状態にあり、この点については、2014 年度入試より、入学定員が 100 名から 40 名に削除される決定がなされているが、学生数の減少に伴う学習環境等の変化もまた予想されることから、教育の質をどのように維持・向上させていくかという取り組みをも含め、今後も継続的な検討が望まれる（評価の視点 4-14、4-15）。」と助言されたことについて。

現時点における措置としては、専任教員によるクラス担任制を採用し、個々の学生の状況をそれぞれの教員が把握しやすくしたこと、特に手当の必要な 1 年次生についてのオフィス・アワーを必修授業の後に設定して利用しやすくしたこと、アカデミック・アドバイザー（若手実務家）によるメンター制により個々の学生に対して学習の方法等への指導・助言の機会を設けていること、専任教員とアカデミック・アドバイザーによる意見交換会を定期的を開催して、個々の学生の情報を共有できるようにしていること、また、毎回の教授会において、留意すべき学生の動向や情報を専任教員間で共有していることなどが挙げられる。

以上のように、本法務研究科では、大学基準協会による認証評価の指摘を真摯に受け止め、自己点検・評価活動を進める中で、課題解決につながるように取り組んでいる。

以上を受けて、大学基準協会から検討結果として、次のとおり回答があった。

概評：

全国的に法科大学院志願者が大幅に減少する状況において、学生数の減少に伴う学習環境等の変化の中で教育の質の維持・向上には、各法科大学院とも苦慮している。貴法科大学院においては、法科大学院再生会議及び法科大学院改革検証委員会における大局的な観点からの検討、専任教員によるクラス担任制やアカデミック・アドバイザーによるメンター制の導入など、改善に向けた取り組みが認められる。今後も継続的な検討が望まれる。

8－4 法科大学院の組織運営と諸活動の状況について、社会が正しく理解できるよう、

ホームページや大学案内等を利用して適切に情報公開を行っているかについては、次のとおりである。

(1) 教育研究上の目的に関することについては、学則に規定している。

(2) 教育研究上の基本組織に関すること、(3) 教員組織、教員数並びに各教員が有する学位及び業績に関することについては、パンフレット、ホームページ及び学術情報システムで公表している。

(4) 学生の受け入れ方針及び入学者数、収容定員及び在籍学生数、修了者数並びに進路等の状況に関することについては、学生募集要項で公表している。

(5) 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関することについては、関西大学シラバスシステムで公表している。

(6) 学修成果に係る評価及び修了認定に当たっての基準に関することについては、学則に規定しており、また、法科大学院要覧で公表している。

(7) 校地、校舎等の施設及び設備その他の徴収する費用に関することについては、法科大学院要覧で公表している。

(8) 授業料、入学料その他の徴収する費用に関することについては、パンフレット及び学生募集要項で公表している。

(9) 学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関することについては、法科大学院要覧で公表している。

(根拠・参照資料)

- ・ 関西大学大学院法務研究科（法科大学院）学則
- ・ 関西大学法科大学院パンフレット 2018

- ・ 関西大学法科大学院ホームページ (<http://www.kansai-u.ac.jp/ls/index.html>)
- ・ 関西大学学術情報システム (<http://gakujo.kansai-u.ac.jp/search/index.jsp>)
- ・ 2018 年度関西大学法科大学院学生募集要項
- ・ 2017 年度法科大学院要覧
- ・ 関西大学シラバスシステム
(<http://syllabus3.jm.kansai-u.ac.jp/syllabus/search/curri/CurriSearchTop.html>)

8－5 学内外からの要請による情報公開のための規程及び体制は整備されているか

について、組織・運営と諸活動に関する基礎データ、自己点検・評価報告書、講義要項（シラバス）等をホームページに公開し、適切に対応しており、情報公開のあり方等についてはその都度、執行部及び教授会で検討している。なお、情報公開に関する規程の整備については、全学的な取り組みとして検討が進められた結果、学校法人関西大学情報公開規程が制定（2013 年 3 月 28 日）され、その第 4 条に開示請求による情報開示についても規定されている。

（根拠・参照資料）

- ・ 関西大学法科大学院ホームページ (<http://www.kansai-u.ac.jp/ls/index.html>)

8－6 自己点検・評価の結果を学内外に広く公表しているか

について、自己点検・評価報告書を、他の法科大学院や関係諸機関に送付したほか、ロー・ライブラリーにも配架し、学生の閲覧に供している。このほか、本法科大学院ホームページで一般に公開しており、自由に閲覧することが可能となっている。

（根拠・参照資料）

- ・ 関西大学法科大学院ホームページ (<http://www.kansai-u.ac.jp/ls/index.html>)

8－7 認証評価の結果を学内外に広く公表しているか

について、自己点検・評価報告書において、認証評価で勧告された点あるいは問題点として指摘されたところについて記載するとともに、それへの対応等についても記載しており、上記の自己点検・評価の結果の公表に伴い、認証評価の結果も一般に公開している。

【点検・評価（長所と問題点）】

8－2 自己点検・評価、認証評価の結果を教育研究活動等の改善・向上に結び付けるための仕組みを整備しているか。また、それらをどのように教育研究活動等の改善・向上に

結び付けているかについては、法科大学院としての自己点検・評価活動に加え、全学的な中期行動計画システム、「今後の法科大学院改革の取り組みに関する懇談会」など、自己点検・評価に関する多角的な枠組みが整備されており、これらは自らの組織のあり方、教育の現状について見直す機会として、一定の成果を挙げている。

【将来への取り組み・まとめ】

8－2 自己点検・評価、認証評価の結果を教育研究活動等の改善・向上に結び付けるための仕組みを整備しているか。また、それらをどのように教育研究活動等の改善・向上に結び付けているかについては、自己点検・評価活動を一部の委員の活動にとどめず、全教員が主体的に参加し、それをそれぞれの教育に活かすものとしてくことが求められる。

9 特色ある取り組み

【現状の説明】

9-1 理念・目的及び教育目標に即して、どのような特色ある教育研究活動が行われ

ているかについて、本法科大学院は、①理論的基盤と実務的応用能力の双方を備えた、バランスの取れた法曹（プロフェッショナル・ロイヤー）、②豊かな人間性や感受性、幅広い教養と専門知識に裏打ちされた、人権感覚に優れ、民主主義と個人尊重の価値の実現を目指す法曹（ヒューマニタリアン・ロイヤー）、③複雑化・多様化する現代社会で、日々生起する新たな問題に対処する法創造・法適用のできる法曹（クリエイティブ・ロイヤー）のすべての特性を兼ね備えた法曹を育むことを教育理念としており、それを目指して、次のような特色ある取り組みをしている。

弁護士法人あしのは法律事務所との連携によるリーガル・クリニックや国内エクスターンシップの授業において、相談者・依頼者との面談、法律文書の作成等の法律実務を体験させることを通して、また、海外エクスターンシップの授業において、国際協力機構の行っているベトナム等での法整備支援活動の実際を体験することを通して、理論的基盤と実務的応用能力の双方の重要性について認識を深めさせ、豊かな人間性や感受性、幅広い教養と専門知識に裏打ちされた人権感覚の醸成を図り、現代社会で生起する新たな問題に対処する法創造・法適用の大事さを体感させ、それによって、上記の特性を兼ね備えた法曹への一歩とする。

また、「法と社会（法実務と社会）」「法と社会（裁判実務）」等の開講や、中国法関係の科目等の法実務科目を充実させるなど、教育課程を関西大学の伝統と特性を踏まえたものとしている。

なお、大阪大学法科大学院との間で、授業科目の共同開講の研究・実施その他の協力関係等を構築するため、相互に連携する旨を約し、徐々にその範囲を広げつつあり、2018年度からは、「連携科目（憲法発展演習）」と「連携科目（刑事証拠法演習）」が開講されることとなった。

【点検・評価（長所と問題点）】

9-1 理念・目的及び教育目標に即して、どのような特色ある教育研究活動が行われて

いるかについては、大阪大学法科大学院との連携に関しては、これまで複数の展開・先端科目等の授業提供を行ったり、教員がお互いの公開授業を見学したり、裁判所見学・法廷傍聴等を共同で行って、双方の学生（入学予定者を含む）の参加を得たり、大阪大学法科大学院の教員が本学に赴いてオフィス・アワーを提供したりなどを行っている。

他大学との連携を通じて教育のあり方について新たな示唆を受けることも少なくなく、新たな経験や発見が得られることが、長所として挙げられよう。ただ、現時点では授業提供科目が特定の科目に偏っており、学生の参加も少ないなどの問題点がある。

【将来への取り組み・まとめ】

9-1 理念・目的及び教育目標に即して、どのような特色ある教育研究活動が行われ

ているかについては、大阪大学法科大学院との連携に関して、更なる伸張を図るため、法律基本科目の連携講義を実現しつつあり、その検証を通じて、本法科大学院の教育のあり方について、有益な示唆を得ることが期待される。今後は、連携科目を順次増やしていくことも検討されている。

<終章>

本法科大学院もその発足から13年が経過し、教員組織も一新しつつある。法科大学院に入学する学生の質も大きく変化した。そして、法科大学院をとりまく環境こそ、その発足当時からもっとも大きく変わったものである。

本法科大学院は、期待されたところには及ばないものの、これまで少なくない数の法曹を輩出してきた。彼らは、裁判官、検察官、弁護士としてすでに第一線で活躍しており、本法科大学院の目指す「理論と実務とのバランスを取る専門性と、優れた人権感覚をもつ人間性、また日々生起する新たな問題に対して適切に対処できる創造性」の3つの特性を兼ね備えた法曹として社会に貢献する存在となっている。また、法曹の途には進まず、官公署や企業その他の場所において、法科大学院で身につけた法的知識を活かして活躍している修了生も多い。これらは、合格者数や合格率などの数字では測れない、法科大学院の成果であろう。

法科大学院制度を取り巻く環境は厳しく、すでに募集を停止した法科大学院も多い。本法科大学院も志願者、入学者の確保に苦心している状況である。しかし、在野の法律家養成学校として出発した関西大学の法科大学院として、本法科大学院は法曹養成から撤退することはありえない。

幸い、本法科大学院に対しては、学校法人、OBからの支援もあり、なによりも法学部の「法曹プログラム」が軌道に乗りつつあることはこれからの希望である。また、弁護士として多忙な日々を送りながらも、常に母校とそこに学ぶ後輩のことを気かけ、アカデミック・アドバイザー、そして学生のメンターとして親身に教育にあたってくれる修了生たちは本法科大学院の宝ともいえるべき存在である。

他大学の法科大学院への進学が容易になった状況のもとで本法科大学院を選択してくれた学生たちの期待に応える充実した教育とサポートにさらに力を入れていかなければならない。

今回の自己点検・評価が、本法科大学院の教育の更なる充実の一助となることを祈っている。

関西大学大学院法務研究科 自己点検・評価委員会